

## 2 カメルーン

### 2-1 概要

カメルーンは、国土面積 47.5 万km<sup>2</sup>(日本の約 1.3 倍)である。アフリカ西海岸にあり南部の赤道モンスーン気候帯(年間降雨量 4,000mm)から北部のサヘル気候帯(年間降雨量 800mm 程度)まで広がっている。植生は南部から北部へ熱帶性の広葉樹林、半落葉樹林、サバンナ、ステップへと変化している。最北部のチャド湖付近は低湿地帯である。

世銀(2018 年)のデータによれば人口は 2,521 万人、GDP385 億米ドル、一人当たりの BNI は 1,440 米ドルである。主な産業は石油、カカオ、木材等の第一次産業に依存している。日本財務省貿易統計(2018 年)によると、対日輸出額は 4.36 億円(木材、アルミニウムなど)、対日輸入は 21.9 億円(機械類、輸送機器、繊維、医薬品、ゴム製品など)となっている。

図 2.1 カメルーンの位置



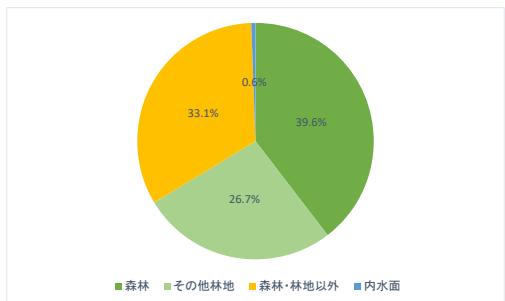
出典：日本外務省ウェップサイト

### 2-2 木材生産・流通状況

#### 2-2-1 森林資源概要

カメルーンの土地利用は次図のとおりである。森林 39.6%、その他の林地 26.7%、森林・林地以外 33.1%、内水面 0.6%となっており、森林とその他の林地で国土の概ね 2/3 を占めている。FAO の Global Forest Resources Assessment 2015 によれば植林面積は 26,000ha となっているが、天然林については一次林、二次林の欄はあるものの面積の記載はない。

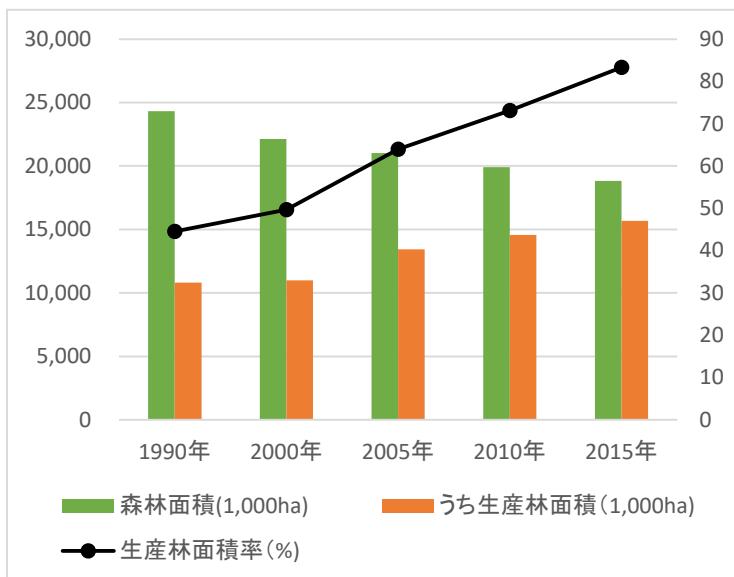
図 2.2 土地利用



FAO: Global Forest Resources Assessment 2015 Desk reference から作成

1990 年以降の森林面積の変化は次図のとおりである。森林面積全体は減少しているが、その中に占める生産林の面積および面積率は増加しており、生産林の拡大が窺える。

図 2.3 森林面積と生産林面積率の変化



FAO: Global Forest Resources Assessment 2015 Desk reference から作成

森林の材積賦存状況は、次表のとおり総量で約 60 億 m<sup>3</sup>となっている。

表 2.1 森林の材積

森林(百万m <sup>3</sup> )			その他林地(百万m <sup>3</sup> )	計(百万m <sup>3</sup> )
広葉樹	針葉樹	計		
5,802	0	5,802	244	6,046

FAO: Global Forest Resources Assessment 2015 Desk reference から作成

なお、Global Forest Resources Assessment によれば、森林とその他林地の定義は次のとおりである。

#### 森林の定義

0.5ha 上の以上の広がりのある林分で、樹高は 5m 以上かつ樹冠が 10%以上の面積を被覆していること、あるいはこれらの樹木がこの境界値に達することができること。これには主に農業または都市の土地利用下にある土地は含まれない。

#### その他林地の定義

「森林」としては定義されないが、面積 0.5ha を超え 5m を超える樹高と樹冠が 5~10%を被覆している林分、あるいはこれらの樹木がこの境界値に到達できること。または低木、灌木と樹木を合わせた被覆率が 10%を超えること。これには、主に農業または都市の土地利用下にある土地は含まれない。

### 2.2.2 木材生産・流通の特徴

カメルーンにおける木材生産は、2-4-2 の図 2.9 に太線で囲った森林区分で行われている。Atlas Forestier 2019 (MINFOF<sup>1</sup>、World Resources Institute) から得られて情報では、コンセッションが 114 件、面積計 6,908,361ha、市町村有林が 64 件（うち、許可済み 47 件、申請中 17 件）、面積 1,844,052ha（うち、許可済み 1,401,505ha、申請中 442,547ha）、操業中の加工工場は 114 件である。

上記の面積、あるいは後記の図 2.9 に示した面積から、カメルーンの木材生産の多くは、最も面積の広いコンセッションで行われていると考えられる。木材製品としては、丸太、製材、ベニヤ、合板に分けた ITTO の資料によれば 2014 年から 2018 年の生産量、国内消費量、輸出量は次のとおりである。なお、輸入量は 2017 年、2018 年に 7 万 m<sup>3</sup>程度と他の項目に比べ極めて少ないためここでは掲載していない。

<sup>1</sup> カメルーンの森林・野生動物省のこと（以下、MINFOF という。）

図 2.4 木材製品の生産量、国内消費量、輸出量 (単位 : 1,000m<sup>3</sup>)

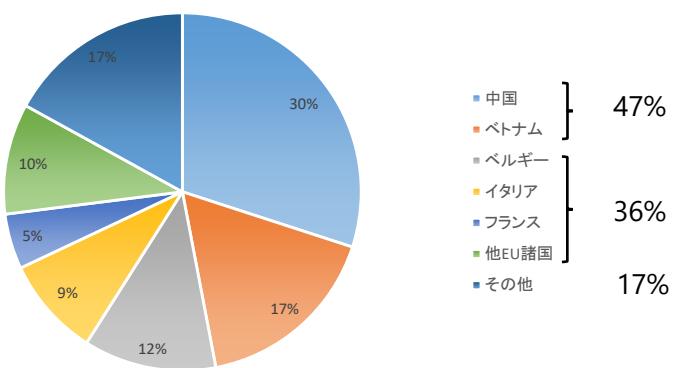


Biennial review and assessment of the world timber situation 2017-2018 ITTO から作成

生産量の総量としては 400~450 万 m<sup>3</sup>/年であるが、その多くは丸太として出荷されており、次は製材である。ベニヤ、合板は極めて少ない。輸出の多くは丸太ではあるが、製材の占める割合は生産量での比率に比べ高くなっている。

カメリーンの木材製品輸出先国は、カメリーン編の付属資料 - 1 に示すとおり従来のヨーロッパ諸国から近年はアジアに移行している。図 2.5 をみると 2017 年における輸出先国別の輸出額においては中国、ベトナムで全体の 47%を占め概ね半数であるが、EU 諸国にあってはベルギー、イタリア、フランス以下全体でも 36%である。日本は図 2.6 に示すとおり、製材 (HS コード 4407)、丸太 (HS コード 4403) などを主な木材製品として概ね 3 億円/年を輸入している。

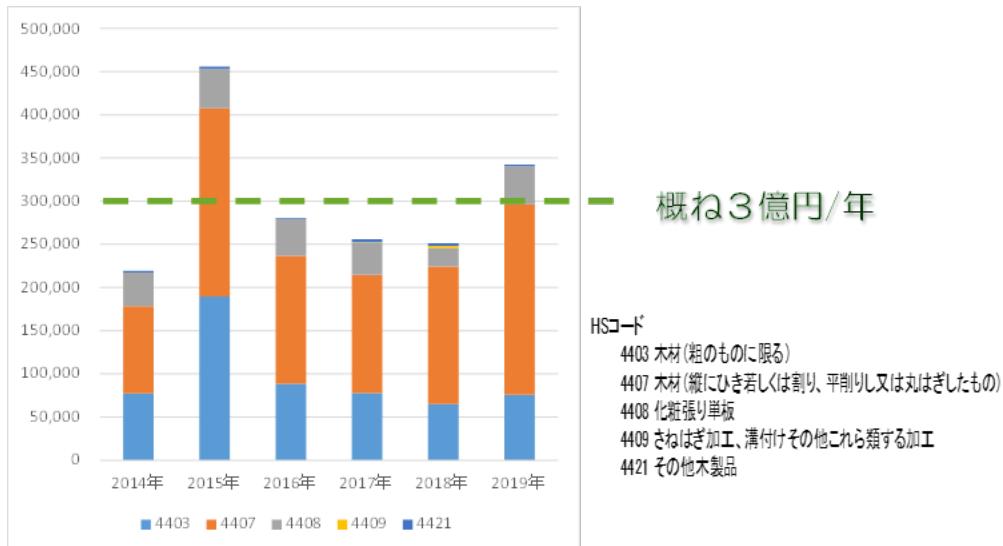
図 2.5 カメリーン木材製品輸出先国 (2017 年)



COUNTRY OVERVIEW TO AID IMPLEMENTATION OF THE EUTR (UN-WCMC<sup>2</sup>) から作成

<sup>2</sup> WCMC とは、UNEP (国連環境計画) の下部組織。

## 2.6 日本のカメルーンからの木材製品の輸入額



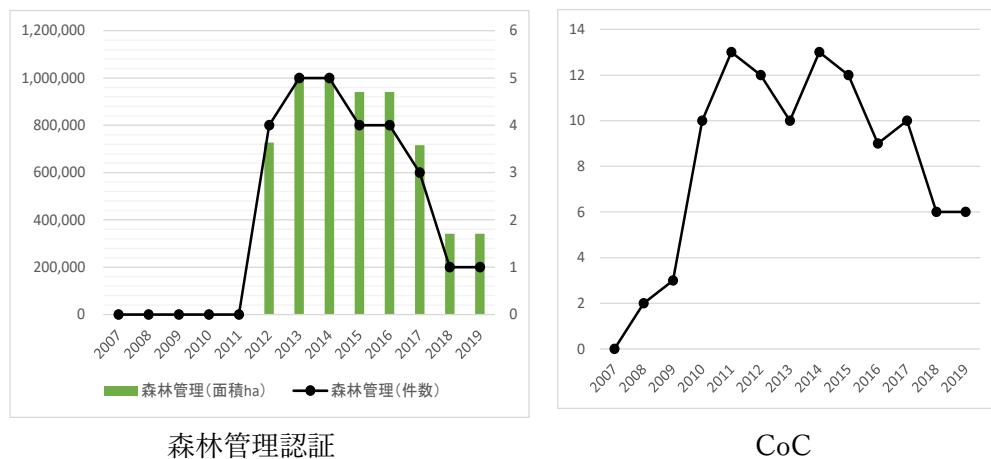
日本財務省貿易統計のデータから作成

### 2-2-3 森林認証システムの導入状況

カメルーンには、森林認証機関として FSC、PEFC 、OLB の 3 種がある。

FSC は、その WEB サイトにある Facts and Figures によると森林管理認証が 2012 年から、CoC 認証が 2008 年から登録件数が記載されている（図 2.7 参照）。森林管理認証は、2013 年、2014 年の 5 件、100 万 ha を最高にその後は件数、面積ともに減少している。CoC 認証は、2011 年、2014 年に 13 件の登録があったが、近年は 6 件に減少している。その状況にあって、FSC は新たな NFSS (National Forest Stewardship Standard) を 2020 年 12 月 29 日からカメルーンへの適用を開始した。この NFSS は第 5 版「原則と基準」であり、無傷の森林、小規模で低密度のコンセッション、村落共同体共有林を含む幅広い森林タイプに適用できるとされている。

図 2.7 FSC の認証状況



FSC Facts & Figures の各年 12 月のデータから作成

カメルーンの PEFC 認証は、2007 年 7 月に設立された PAFC<sup>3</sup>カメルーンが、同年 10 月に PEFC との相互承認を開始したことに始まる。しかし、PEFC の Web サイトをみても森林認証、CoC 共に認証の実績についての記載は無い（2021 年 1 月時点）。

OLB 認証は、世界的なフランスの認証機関である Bureau Veritas 社が運営しているものである。森林管理認証において FSC、PEFC が持続的管理に重きを置いていることに対して、OLB は合法性に重きを置いている（木材原産地と事業者の法令順守の保証の提供）ことに特徴があるとされている。また FSC、PEFC が森林管理認証と呼んでいることに対して OLB は EF 認証と呼んでいる。EF とは英語の Forestry Enterprise（林業事業者）の仏語の略語である。OLB 認証がカメルーンにおいていつ開始されたかは明らかにできなかったが、2020 年 8 月 4 日時点で EF 認証が 9 件、2,995,756ha、CoC 認証が 14 件である。

FSC と OLB の認証状の例をカメルーン編付属資料 - 2(1)、(2)に示す。

## 2-2-4 違法伐採に関する関連情報

WCMC の報告書（COUNTRY OVERVIEW TO AID IMPLEMENTATION OF THE EUTR 2020 年 4 月）には、カメルーンの違法伐採に関して次の記載がある。

- ① 違法伐採の内容として、伐採禁止樹種の伐採、伐採許可以上の伐採、技術基準を満たさない伐採があること。
- ② 違法伐採が発生する原因としては、土地分類の重複、曖昧な境界による土地利用の不整合、低質なデータに基づく森林管理計画、伐採許可割り当ての不透明さがあること。
- ③ こういった状況の下で、MINOF は、2012 年 4 月にはサルベージライセンス<sup>4</sup>及び伐採木搬出ライセンスの許可を取り消したことがあり、以来この二つの許可はほとんど

<sup>3</sup> Pan African Forest Certification

<sup>4</sup> 山火事、風害などによる被害木が無価値になる前に回収することを主な目的として行われる伐採。

付与されていないこと。

- ④ MINFOF は 2019 年 11 月には超過伐採量と技術基準を満たしていないとの理由で二つのコンセッションの操業停止処分がなされたこと。

同報告書はカメルーンのコンセッションについて、森林認証プロセスを通じて森林管理に取り組んでいるコンセッションは、認証を受けていないコンセッションと比較して、より良い労働条件、生活環境、利益共有メカニズムを有していると評価している。また近年オランダの林業企業がカメルーン国内のコンセッションをアジアの会社に売却したが、コンセッションを購入した会社が必ずしも認証条件を維持していないとして FSC は認証を取り消したとしている。こういった状況が近年の FSC 認証件数の減少に関係があるともしている。

## 2.3 EU との VPA の進捗状況

VPA (Voluntary Partnership Agreement) は、二国間パートナーシップ協定と呼ばれている。この協定は、違法伐採に対処し、森林ガバナンスを改善し、合法的な木材製品の取引を促進することを目的としたものである。EU とインドネシアは既に VPA をお互いに批准し、インドネシアは木材の合法性を証明する FLEGT ライセンスを受けた木材を EU 諸国に輸出している。同様な FLEGT ライセンスを発行すべくカメルーンも EU と交渉を続けてきている。カメルーンは 2007 年に交渉を開始して以来、大まかな経緯は次のとおりであるが、2020 年末現在まだ FLEGT ライセンスの発行に至っていない。

2007 年 VPA 交渉開始

2010 年 VPA 合意

2011 年 VPA 批准

2012 年 合同実施評議会と合同モニタリング委員会の開催

同年 カメルーン国家モニタリング委員会の設置

2013 年 FLEGT ライセンス発行手続きに係る法令発行

2014 年 関連する 4 つのワーキンググループの設立

2015 年 カメルーン初の認証機関を認可

2017 年 カメルーン初の合法性証明書の発行

2020 年末現在 FLEGT ライセンス未発行

## 2-4 森林の伐採段階における法令

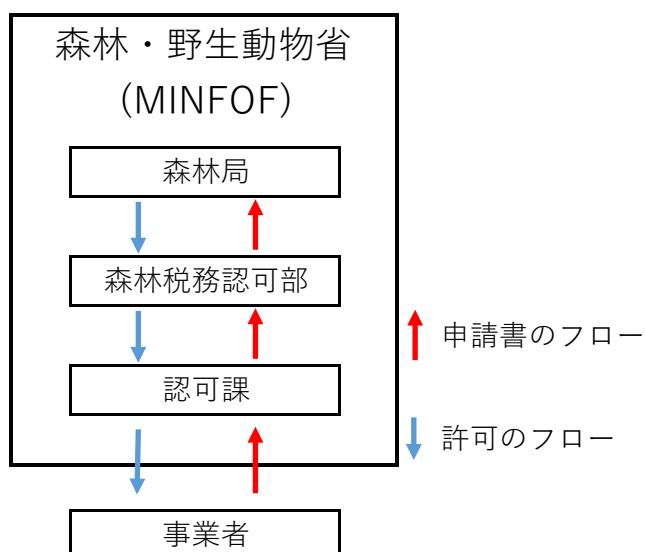
### 2-4-1 森林伐採に関する行政の体制

カメルーンの森林・林業行政は、MINFOF が所管している。首都ヤウンデに本省があり、州、県に地方事務所が置かれており、州の事務所は DRFOF (Délégation Régionale des Forêts

et de la Faune) と呼ばれ、県の事務所は DDFOF (Délégation Départemental des Forêts et de la Faune) と呼ばれている。

森林・野生動物省 (MINFOF) の森林局およびその下部部署が伐採許可を担っており、下図は本省内の関連部署間の手続きの流れを示している。伐採許可の種類は、「2-4-3 伐採に関する許認可制度の状況及び許可証等の法令に基づく書類の概要」で述べる。

図 2.8 伐採許可手続きフロー



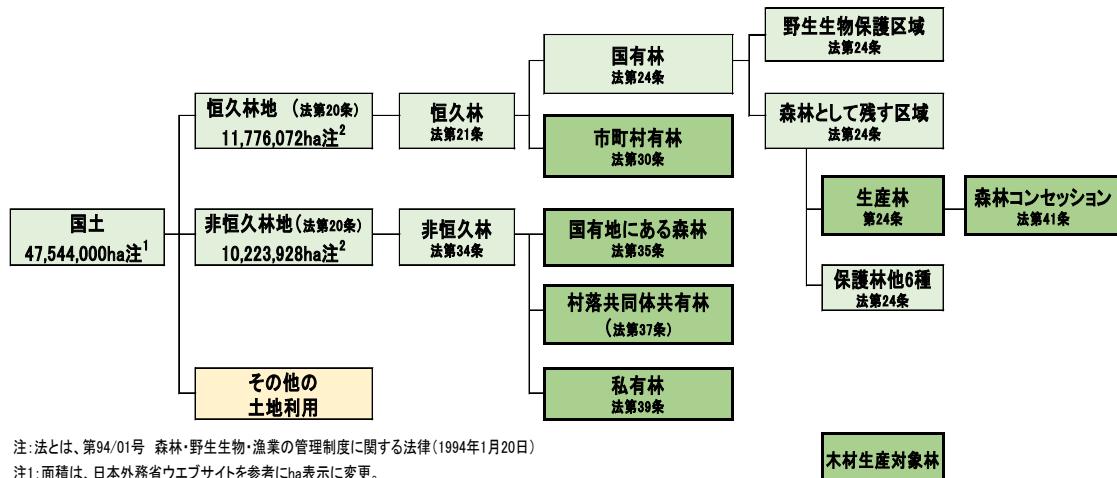
現地再委託調査報告書から作成

## 2-4-2 法令の概要と運用状況

カメリーンにおける森林・林業の行政に関する重要な法令としては、「森林・野生生物・漁業の管理制度に関する法律（第 94 号/01、1994 年 1 月 20 日付け）（以下、法律という。）」と「森林管理システムの実施手続き 首相令第 95 号/531、1995 年 8 月 23 日付け（以下、首相令という。）」がある。

法律第 94 号/01 では森林を管理の種類毎に区分している。その条項を基に整理すると次図のとおりとなる。この図の太線枠で囲った枠に該当する区分が木材生産の対象森林である。

図 2.9 森林管理面での森林区分



法律第 94 号/01 を参考に作成

森林地は恒久林地と非恒久林地に分けられている。恒久林地とは、永続的に森林または野生生物の生息域、生育域として利用される土地であり、非恒久林地とは森林以外の土地利用に転換可能な森林域であるとされている（法律第 94 号/01 第 20 条）。恒久林地にある森林は、恒久林であり国有林と市町村有林とに分けられる（法律第 94 号/01 第 21 条）。

なお、恒久林地と非恒久林地の面積を足すと 22 百万 ha となり、国土面積の約 46%となる。前出の図 2.2 では森林とその他の森林で国土の 2/3 を占めているとなっているが出典の違いによる数値の違いが大きい。

国有林は、次のように二つのカテゴリーに分けて利用目的が設定されている（法律第 24 条）。

1. 野生生物保護区域・・・国立公園、野生生物保護区域、狩猟区域、国家に属する狩猟用動物の生産地、国家に属する動物園、野生動物サンクチュアリ、バッファゾーン
2. 森林として残す区域・・・生態学的保護区、生産林、保護林、レクリエーションの森、教育・研究林、植物サンクチュアリ、植物園、植林地

市町村有林は、「市町村に関する分類法規の対象となる森林、あるいは当該市町村によって植林された全ての森林とみなすとされ、当該市町村の普通財産である（同法 30 条）」とされている。

国有地にある森林は、「本法の第 24 条、第 30 条および第 39 条に規定されているカテゴリーに該当しない森林であるとされており、果樹園、農園（プランテーション）、休耕地、営農地に付随する植林地、牧草地、アグロフォレストリーは国有地にある森林には含まれない。しかし、森林被覆の回復後に所有権の対象となっていない旧休耕地、農地、牧草地は新たに国有地にある森林であるとみなされることがある（法律第 35 条）」となっている。

村落共同体共有林については法律第 37 条において、「森林を所管する行政機関は、関心を示す村落共同体による森林資源管理を目的として当該村落共同体に対して支援するものとする。その場合、当事者間で協定書への署名が行われる。このようにして実施される技術支援は無償で村落共同体に提供されるものとする。」となっている。また、「村落共同体共有林の利用から生じるあらゆる種類の林産物は、当該村落共同体に帰属する。」ともされている。

私有林は、法律第 39 条において「自然人または法人が植林し、現行の法規に従って取得された土地にある森林である。私有林の所有者は、不断かつ持続的な収穫のために森林を所管する行政機関の支援を得て簡易管理計画を作成するものとする。」となっている。

カメリーン全国の林地配置図が、World Resources Institute の協力により MINFOF から発行されている。2019 年版をカメリーン編の付属資料 - 3 に掲載する。

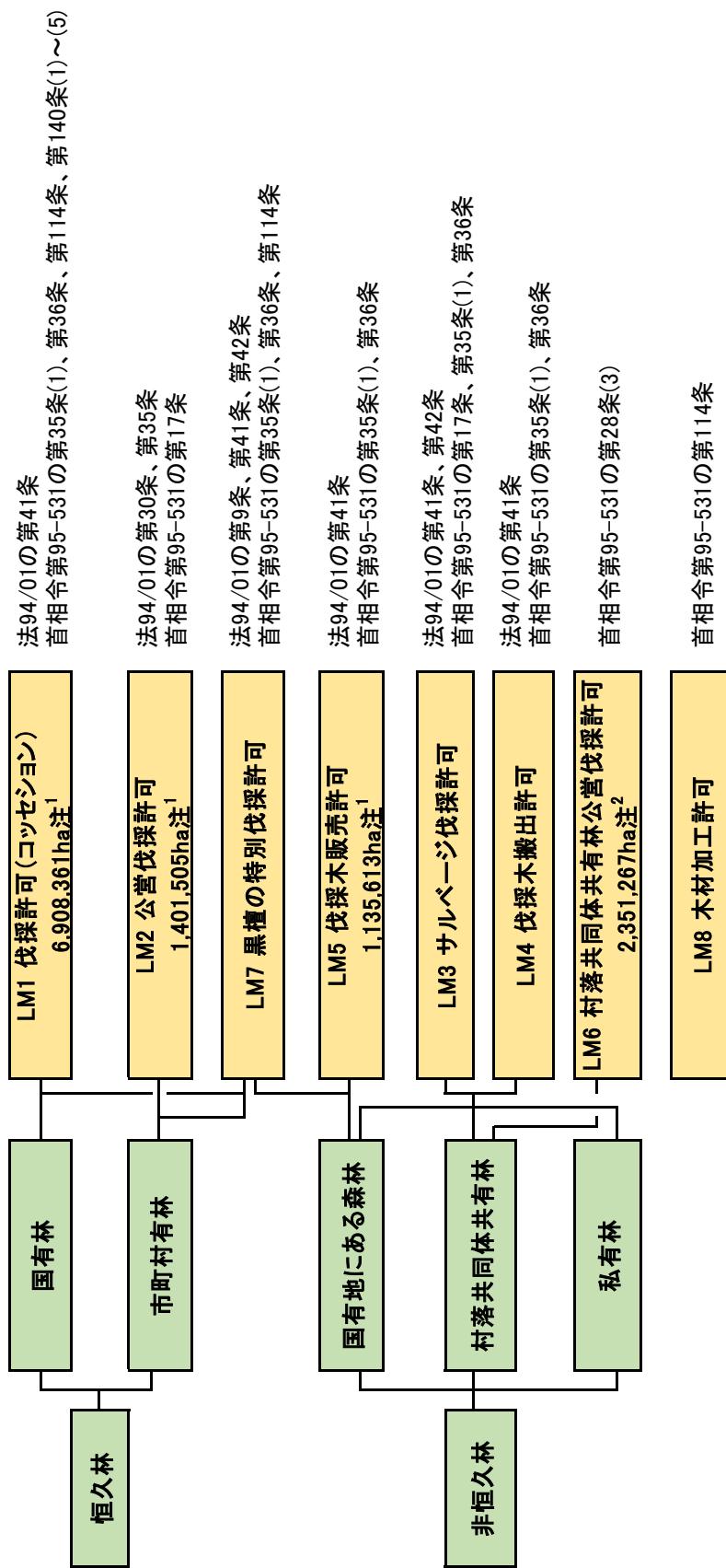
## 2-4-3 伐採に関する許認可制度の状況及び許可等の法令に基づく書類の概要

### 1) 伐採制度

森林伐採については、法律第 94 号/01 の第 41 条～62 条において規定されている。その中で、「森林伐採許可は、カメリーン国に居住する自然人またはカメリーン国に本社をおき、その資本構成が森林を所管する行政機関既知の会社にのみ与えられる。(第 41 条第 2 項)」とされている。国有生産林の伐採については、「伐採木材の売却または伐採協定の形でなされる。(第 44 条第 1 項)」となっており、森林伐採協定に基づき実施されている。森林伐採協定は、「加工業者に木材を長期的に供給するため、森林コンセッションから一定量の材積を入手する権利を受益者に付与する。森林伐採協定には、仕様が添付され、国家および受益者の権利と義務が明記される。割り当てられた材積量は、いかなる場合においても、当該整備ユニットの年間伐採許容量を超えてはならない。(第 46 条第 1 項)」、また「森林伐採協定は、15 年間の更新可能な期間で締結される。伐採協定は、3 年ごとに評価を受ける。(同条第 2 項)」とされている。コンセッションの規模については、「一つのコンセッションに割り当てられる総面積は、不断かつ持続的な収量と既存あるいは設立予定の加工業者の能力に基づいて算定されたコンセッションのポテンシャルに応じるものとするが、いかなる場合においても、20 万ヘクタールを超えてはならないものとする。(第 49 条第 1 項)」となっている。

カメリーンには、森林伐採、森林利用に関して上記のコンセッションの他にも幾つかの制度がある。これらについては、VPA の「Annex II 合法性マトリックス」を基に整理した。この合法性マトリックスによると、7 種の伐採許可と 1 種の木材加工許可がある。これらの許可の種類を上記の図 2.9 と関連付けて図 2.10 にまとめた。なお、図 2.10 ではそれぞれの許可の主な法的根拠となっている法律名と首相令の条項番号を記載した。また詳細については、カメリーン編の付属資料 - 4 に記載した。

図 2-10 伐採許可および木材加工許可の種類と根拠となる法令とその条項



## 2) 保護地域及び樹種

前出の 2-4-2 の項で述べたとおり、カメルーンには数種類の保護地域がある。DOMAINE FORESTIER DU CAMEROUN (MINFOF 2019 年 12 月) 版によると、保護地区の設定状況は次のとおりである。

表 2.2 保護地区などの種類、箇所数、面積

種類	箇所数	面積 (ha)
既設国立公園	20	3,234,763
準備中の国立公園	6	614,546
既設野生生物保護地区	4	693,672
既設サンクチュアリ	4	102,742
建設中のサンクチュアリ	2	46,675
計	36	4,632,398

DOMAINE FORESTIER DU CAMEROUN (MINFOF 2019 年 12 月) 版から作成

カメルーンは次表に示す 31 樹種の丸太輸出を禁止している(省令第 0021/2018 年 2 月 19 日の第 1 条)。一方、次表の右列に示す 23 樹種は VPA では輸出禁止としている(VPA Annex I-B)。それぞれの資料では、一般名での記載であることから、参考のために学名を併記したが学名を特定できない樹種が幾つかあった。省令第 0021/2018 の第 1 条には、輸出振興の樹種をカテゴリー 1 と 2 に分けた一覧を公表している。該当する樹種をカメルーン編の付属資料 - 6 に示した。

表 2.3 カメルーンから輸出が禁止されている樹種一覧

番号	学名	カメルーンでの一般名		番号
		省令第0021/2018記載の丸太輸出禁止樹種	VPA Annex I-B記載の輸出禁止樹種	
1	<i>Khaya grandifoliola</i>	ACAJOU A GRANDES FOLIOLES		
2	<i>Khaya anthotheca</i>	ACAJOU BLANC		1
3	<i>Khaya ivorensis</i>	ACAJOU DE BASSAM/NGOLLON		
4	<i>Aningeria altissima</i>	ANNINGRE A		2
5	<i>Aningeria robusta</i>	ANNINGRE R		
6	<i>Pericopsis elata (=Afrormosia elata)</i>	ASSAMELA/AFROMOSIA	AFROMOSIA	3
7	<i>Mansonia altissima</i>	BETE/MANSONIA	BETE/MANSONIA	4
8	<i>Guarea cedrata</i> , <i>Guarea laurentii</i> (ITTO のWeb サイトでは両学名が当たっている)	BOSSE CLAIR	BOSSE	5
9	<i>Guarea thompsonii</i>	BOSSE FONCE		
10	<i>Guibourtia tessmannii</i> <i>G. pellegriniana</i>	BUBINGA ROSE		6
11	<i>G. demeusei</i> (どの学名が該当するか特定できない)	BIBINGA ROUGE	BUBINGA	
12	<i>Lovoa trichilioides</i>	DIBETOU/BIBOLO	DIBETOU	7
13	<i>Afzelia pachyloba</i>	DOUSSIE BLANC/PACHYLOBA	WHITE DOUSSIE/APA	8
14	<i>Afzelia bipindensis</i>	DOUSSIE ROUGE/BIPENDENSIS	RED DOUSSIE	9
15	<i>Ceiba pentandra</i>	FROMAGER/CEIBA	FROMAGER	10
16	<i>Pycnanthus angolensis</i>	ILOMBA	ILOMBA	11
17	<i>Chlorophora excelsa</i>	IROKO	IROKO	12
18	<i>Gambeya beguei</i>	LONGHI/ABAM	LONGHI/ABAM	13
19	<i>Tieghemella africana</i>	MAKORE/DOUKA	DOUKA	14
20	<i>Baillonella toxisperma</i>	MOABI	MAOBI	15
21	<i>Distemonanthus benthamianus</i>	MOVINGUI	MOVINGUI	16
22	<i>Antranella congolensis</i>	MUKULUNGU	-	-
23	<i>Guibourtia ehie</i>	OVENGKOL/BUBINGAE	OVANGKOL	17
24	<i>Pterocarpus</i> (学名を特定できない)	PADOUK BLANC	PADOUK	18
25	<i>Pterocarpus soyauxii</i>	PADOUK ROUGE	PAO ROSA	19
26	<i>Swartzia fistuloides</i>	PAO ROSA	PAO ROSA	
27	<i>Entandrophragma cylindricum</i>	SAPELLI	SAPELLI	20
28	<i>Entandrophragma utile</i>	SIVO	SIVO	21
29	<i>Tectona grandis</i>	TECK	-	-
30	<i>Millettia laurentii</i>	WENGUE	WENGUE	22
31	<i>Microberlinia brazzavillensis</i>	ZINGANA/AMUK	ZINGANA	23

注1: 学名は、「熱帯の有用樹種(農林省熱帯農業研究センター 昭和53年2月10日)」と「熱帯植物要覧(社団法人大日本山林会 昭和62年2月10日)」およびITTO のWebサイトを参考にした。

一般名の左列は ARRETE No. 0021/MINFOF DU 19 FEVRIER 2018 MODIFIANT LA CLASSIFICATION DES ESSENCES FORESTIERES の第 1 条から、右列は VPA ANNEX I-B から作成

### 3) 伐採に係る先住民や地域住民の権利（慣習権、自由で事前の十分な情報に基づく合意（FPIC））

カメルーンは、気候変動対策として森林減少・森林劣化に由来する温室効果ガス排出の削減活動を REDD+ メカニズムに沿って実施することを 2008 年コミットしている。このコミットに続いて、REDD+ メカニズムを先住民について強く意識した住民参加型のプロセスとする予定であり、住民の FPIC の権利を尊重するという観点からの近年の動向であると言える。

#### (1) 地元住民の利用権と慣習権

法律第 94 号/01 の第 8 条第 1 項では、「利用権または慣習権とは、周辺住民に認められた個人の利用を目的とした保護種を除くすべての林産物・野生生物・水産物を利用する権利を

指す。」となっており、地元住民の父祖の土地にある天然資源の管理に参画することを保証している。

### (2) 地元住民の森林負担金の導入への参画

森林負担金の割合は、村落共同体の発展のために村落共同体に委ねられている（法律第 94 号/01 第 67 条第 2 項、第 68 条第 2 項および第 3 項）。森林負担金は、政府が定めた森林コミュニティが受けた損害の代償措置として、特定の方法によって徴収することができる。

### (3) 地元住民が地域の管理に参画する。

国有林の区分において通常の利用権を有する先住民の社会環境に考慮し、利用権を制限する場合には政令によって定められた手続きに従って補償を受けるものとするとされている（法律第 94 号/01 第 26 条第 1 項）。そのために、マスメディア、県、市町村および関係する州の森林を担当する行政機関は、ポスターその他の手段を通じて住民に情報を提供していると言われている。同様に地元住民がその構成メンバーである森林農民委員会（CPF）は、森林行政当局との橋渡し役を務めるとされている。

## 4) 伐採に係る税金と手数料

森林伐採に係る税金等については、次のとおりである。

### (1) 年間森林負担金（RFA）

資源へのアクセス権に対応し、伐採許可面積に基づいて最低入札価格と提案価格から構成されている。

- 伐採木材販売 =面積 ha x (2,500 FCFA<sup>5</sup> / ha + 提案価格)
- 森林コンセッション =面積 ha x (1,000 FCFA / ha + 提案価格)

### (2) 伐採税（TA）

伐採税は伐採量に基づき算定されるもので、あらゆる種類の伐採許可に準拠して伐採された丸太の FOB 価格を基に計算される（財務法第 242 条 2016 年）。

- 伐採税= FOB 価格の 4% x 伐採量 m<sup>3</sup>

### (3) 加工工場入荷税（TEU）

加工工場入荷税は加工工場に入る丸太に対して徴収される税である。加工工場入荷時に樹皮の下で測られた各丸太の実際の材積に応じて算出される。

- 加工工場入荷税= FOB 価格の 2.25%

### (4) 譲渡税

譲渡税は 1haあたり 100FCFA と定められている。

### (5) 再生税

非木質林産物および特殊林産物に対する再生税は以下のように定められている。

---

<sup>5</sup> 現地通貨（セーフアフラン）。1 ユーロ = 655.957FCFA の固定為替。

• 黒檀	100 FCFA/Kg
• ピジウム(Pygeum <sup>6</sup> )の樹皮	25 FCFA/Kg
• その他の製品	10 F CFA/kg

(6) 林産物の販売価格は次のとおり。

a) 伐採許可に応じて、価格は樹種ごとのFOB価格に対して設定される。

b) 柱材の価格は次のとおり。

• 10 cm <sup>3</sup> 以下は 柱材一本ごとに	10 FCFA
• 10 cm <sup>3</sup> ~ 20 cm <sup>3</sup> は柱材一本ごとに	30 FCFA
• 20 cm <sup>3</sup> 以上は柱材一本ごとに	50 FCFA

c) 建設材(杭・ポスト用)の価格は次のとおり。

• 30 cm <sup>3</sup> 以下は一本ごとに	2,000 FCFA
• 30 cm <sup>3</sup> ~ 40 cm <sup>3</sup> は一本ごとに	3,000 FCFA
• 40 cm <sup>3</sup> ~ 50 cm <sup>3</sup> は一本ごとに	4,000 FCFA
• 50 cm <sup>3</sup> 以上は一本ごとに	5,000 FCFA

d) 二次林産品および特殊樹種の価格は1kgあたり10FCFAとする。

e) 未回収の丸太の価格は各樹種のFOB価格に基づいて定められる。

(7) 輸出サーチャージ

丸太の形で輸出される木材には、樹種に応じた輸出サーチャージが課せられる。サーチャージ料金は定期的にMINFOFによって見直される。

• アユース <sup>7</sup>	5,000 FCFA/m <sup>3</sup>
• アユース以外の第1カテゴリー促進樹種	4,000 FCFA/m <sup>3</sup>
• 第2カテゴリー促進樹種	1,000 FCFA/m <sup>3</sup>

第1カテゴリー促進樹種、第2カテゴリー促進樹種とは、省令第0021/2018年2月19の第1条に設定されている輸出可能な樹種区分である。それぞれをカメルーン編の付属資料-6に示す。

#### 2-4-4 伐採の合法性確認できる書類(証明システム)の事例及びその発行条件

カメルーンにおける木材合法性証明書は、「省令第0004号/2013年2月7日」に基づいて発行される。主な条文を挙げると次のとおりである。

当省令は、「FLEGTのライセンス制度における合法性証明書を制定し、その交付手続きを定めるものであるとされており、合法性証明書は、伐採権・伐採許可あるいは木材加工場において、森林事業者が行う活動が合法的に実施されていることを証明するものである(第1条第1項、第2項)」としている。

<sup>6</sup> *Prunus africana*

<sup>7</sup> *Triplochiton scleroxylon*

合法性証明書は、「森林事業者が提出する書類に基づいて、森林を所管する大臣によって交付される（第4条）。木材加工場・森林コンセッションおよび市町村有林のケースでは12ヵ月、非恒久林地に付与された伐採権または伐採許可のケースでは6ヵ月間有効である（第5条）」とされている。

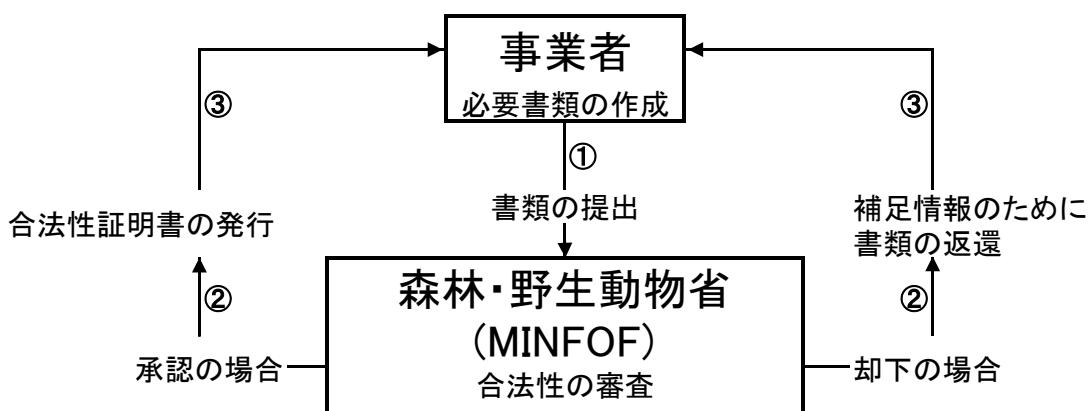
合法性証明書の公布手続きに関しては、「合法性証明書の申請書類は、デジタル化され森林情報管理デジタルシステム(SIGIF)に登録される。合法性証明書は、SIGIFのデジタルアプリケーションを通じて交付される（第7条）」となっている。合法性証明書の発行に関しては、「(1)合法性証明書は、森林を所管する大臣が申請書類を受領した後、以下（該当する文章はここでは省略する）の場合において30日以内に交付される（第8条）」とされている。

同省令の「第5章 民間の合法性証明書」の第15条第1項には「公認された民間の認証を所持する森林事業者は、第10条で規定されている合法性証明書申請書類の要件の代わりに、申請時に有効な公認の認証機関が発行する証明書の真正コピーを提出することで、合法性証明書を得ることができる。」とされており、FSCなどの民間の認証の有効性が謳われている。

2020年12月現在、SIGIFシステムは稼働していない。その理由としては、インターネット環境、電力供給、人材、予算の不足などがあげられている。

なお、上記の省令第0004号第16条は、「SIGIFが準備されるまでの間、森林を所管する大臣は、合法性証明書の交付を確保するために適切な措置を講じるものとする。」としている。図2.11は合法性証明書の発行手続きの大まかなフローを示したものである。

図2.11 合法性証明書の発行フロー



現地再委託報告書から作成

原典：Guide d'informations des opérateurs du secteur forestier sur les critères et les modalités d'obtention du certificat de légalité dans le cadre du régime d'autorisation flegt, GIZ, 2014

当省令に基づく木材加工工場を対象として2017年に最初の合法性証明書が発行され、以来34件の木材加工工場への合法性証明書が発行されている。合法性証明書の例をカメルー

ン編の付属資料 - 7(1)、(2)に示す。

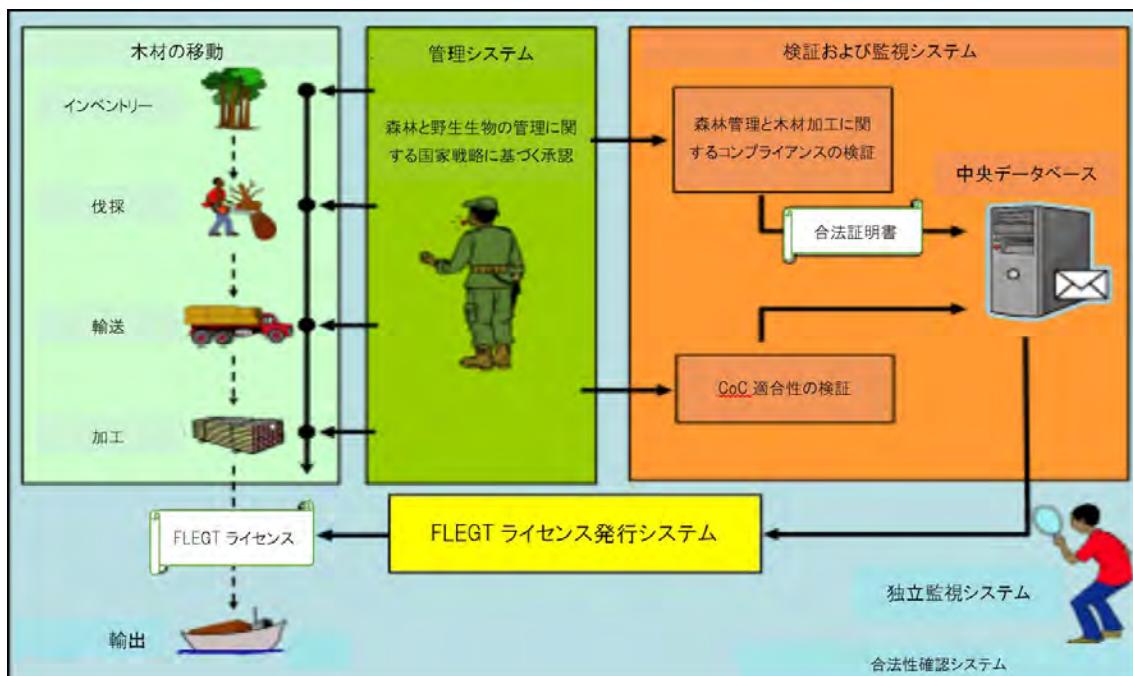
## 2-5 木材の流通段階における法令等

### 2-5-1 木材の流通に関する行政の体制

森林・林業の管理を所管している MINFOF の下には、州事務所 (DRFOF) と県事務所 (DDFOF) の他に木材が輸出される港にも出先事務所が置いてあり、輸出木材製品の検査に当たっている。

前項の 2-4-4 に述べた SIGIF (森林情報管理デジタルシステム) は、立木調査、伐採、搬出、加工、輸出までの木材の一般的な流れの過程の中で森林官による管理およびデジタルシステムの活用方法が下の模式図に示されている。現段階では SIGIF の運用は未だではあるが、カメルーン政府が考えている木材製品の流通管理の概要が分る。

図 2.12 木材の流通と管理の概要



出典：Présentation du prototype Système de Traçabilité de Bois au Cameroun 2011からの図に本事業による邦語訳をつけた。

### 2-5-2 木材の流通段階における法令等の概要と運用状況

木材の流通に関する法令としては、首相令第 95/531 号 (1995 年 8 月 23 日付け) の第 127 条に伐採木の搬出、運搬等について次のとおりとなっている。

- (1) 森林を離れる前に全ての丸太には規定に基づく印が付けられなければならない。森

林を出る前にすべての丸太に印を付ける手順は、森林大臣によって定められるものとする。工業用丸太、特に規定条件で規制マークが付けられていない丸太を輸送することは禁止される。

(2) 林産物の運送業者は、森林管理局の職員によって最初に作成された規制スタイルの控え付き台帳に特に輸送される製品の量と仕様、およびそれらの原産地を記載した委託書を持っている必要がある。森林管理局の職員は、提示された文書が輸送中の製品と一致していることを確認するためのチェックを何時でも実行できる。

(3) 道路、鉄道による丸太の輸送は、運輸および森林の両大臣の共同命令によって管理される。

写真 2.1 丸太への表示例



出典：Rapport Annuel Conjoint 2017、Cameroon –Union Européenne

## 2-6 木材加工段階における法令等

木材加工に関しては、首相令第 95/531 の第 VI 編「第 II 章 林産業」に次のとおりとなっている。

第 114 条 (1) 林産物の第一次加工のための工場の操業を望む自然人あるいは法人は誰であっても工場の設置に先立ち、鉱山、森林および工業に関する行政官庁に有効な申告書を提出しなければならない。その申告の過失については行政的な罰金による処罰を受ける。その科料の額の計算と徴収の方法についてはそれぞれの機関において示される。

(2) 有害な廃棄物を排出するような林産物加工の工場の操業の管理の条件は、有毒廃棄物または危険、不健康、騒音または有害な取引を行うための建物に適切に適用される法律または規制に定められているとおりである。

(3) フランス工業体制下で承認された林業事業の義務は、法律第 74 条<sup>8</sup>に従い、産業大臣

<sup>8</sup> 法律第 94/01 第 74 条-「投資法または産業自由地帯に関する法律の枠組みの中で、森林と産業を担当する大臣の共

と森林大臣の共同命令によって定められる。

- 第115条 (1) 森林施業許可を得ていない林産物加工工場の所有者は、地域の市場から丸太の供給を得なければならない。
- (2) この方法で購入された林産物は、有効な営業許可の下で他と混ざらない状態で産出し、この法令に定められた規則に準拠する必要がある。
- (3) 林産物の第一次加工工場の所有者は、入庫する産物の仕様、原産地に関する記録と出庫する加工物に関する量、質および出荷先に関する記録を残さなければならない。
- (4) この項目に適用される規則は林業大臣により定められる。

## 2-7 木材・木材製品を輸出する際の法令・証明システムの概要及び事例

木材、木材製品の輸出に当たっての港湾での手続きの概要を入手することができた。それによると丸太、一次加工木材製品の手続きは同じようである。木材製品の港湾到着後の手続きの流れは次のとおりである。なお、この手続きはコンテナ輸送の場合が示されている。これらの手続きの過程で発行される一部の書類の例はカムルーン編の付属資料-8～11に添付した。

### 1. 港湾受入時の確認

- 1.1 DDOF（県 MINFOF 事務所）による材と運送状の照合

### 2. 植物防疫証明書の発行

- 2.1 民間木材防疫処理場での防疫処理

- 2.2 農業村落開発省港湾事務所へ植物防疫証明申請書の提出

添付書類：

- ①木材処理証明書
- ②販売契約書
- ③パッキングリスト
- ④製材仕様書（付属資料 - 8）

- 2.3 農業村落開発省港湾事務所による植物防疫証明書（付属資料 - 9）の発行

### 3. コンテナ梱包証明書の発行

- 3.1 事業者は DDOF（県 MINFOF 事務所）および税関にコンテナ梱包証明書の発行申請書を提出 添付書類：製材仕様書

- 3.2 DDOF によるコンテナ梱包報告書と製材仕様書（付属資料 - 10）の発行

- 3.3 税関によるコンテナ梱包証明書（付属資料 - 11）の発行

### 4. DEFOR（州 MINFOF 事務所の署名付きの文章）の取得

- 4.1 事業者は DDOF へ DEFOR 申請書と製材仕様書への署名依頼

---

同命令により、販売されていない種や他の林産物を促進する目的で、特定の措置を講じることができる。」となっている。

- 4.2 これらの書類への署名の後、同書類は DRFOF(州 MINFOF 事務所)へ送付
- 4.3 DRFOF(州 MINFOF 事務所)による署名
5. SGS による輸出申告書の発行
6. 輸出申告書の手形決済
7. 港湾使用料の支払いと船積み  
(港湾使用料の支払いにより原産地証明の発行が可となる)
8. 輸出

## 2.8 カメルーンのガバナンス情報

カメルーンの森林政策に関して、イギリスの CHATHAM HOUSE<sup>9</sup>は、「カメルーン政府は、違法伐採と戦うために国および地方レベルで管理ユニットを設置したものの、依然として汚職があることと説明責任メカニズムが弱い。しかしながら、市民社会による森林モニタリングの改善が、政府のより強力な対応と管理活動の増加に繋がってきた。」と報告している。次の図は同報告書に掲載されているものである。

図 2-13 カメルーンの森林・林業ガバナンス評価



CHATHAM HOUSE の WEB サイト (Forest Governance & Legality) から作成 (本事業による仮邦語訳)。

<sup>9</sup> イギリスのシンクタンクで王立国際問題研究所と呼ばれている。

## カメリーン編付属資料

付属資料 - 1 カメリーンの木材製品の主な輸出先の変遷

付属資料 - 2(1) FSC の認証状

付属資料 - 2(2) OLB の認証状

付属資料 - 3 カメリーンの森林配置

付属資料 - 4 木材合法性に関する各種の許可と根拠法令

付属資料 - 5(1) コンセッション一覧

付属資料 - 5(2) 市町村有林 公営伐採許可一覧

付属資料 - 5(3) 国有地にある森林の伐採販売許可一覧

付属資料 - 5(4) 木材加工許可一覧

付属資料 - 6 促進カテゴリー別樹種名

付属資料 - 7 木材合法性証明書の例 (加工工場)

付属資料 - 8 製材仕様書 (事業者による作成)

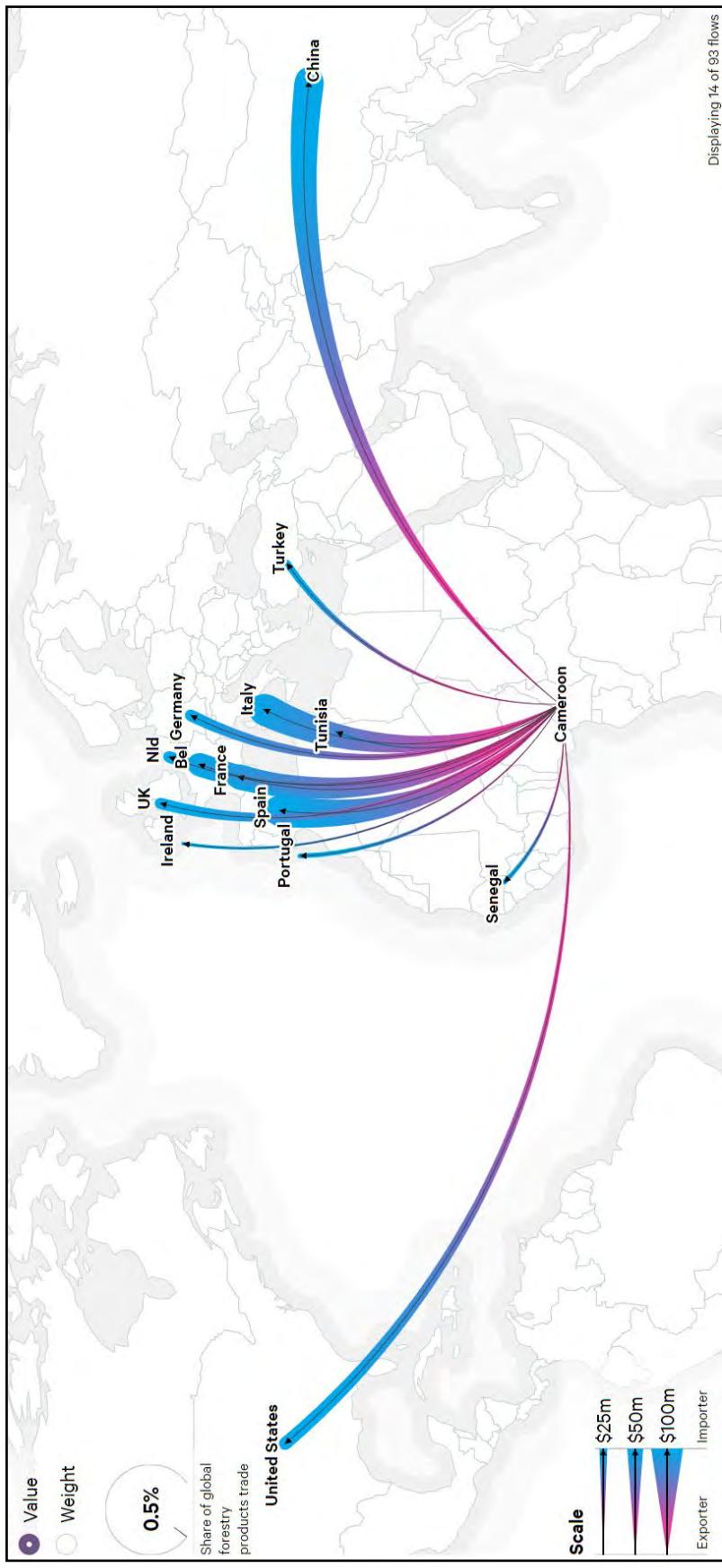
付属資料 - 9 植物防疫証明書

付属資料 - 10 木材仕様書 (MINFOF による作成)

付属資料 - 11 コンテナ梱包証明書

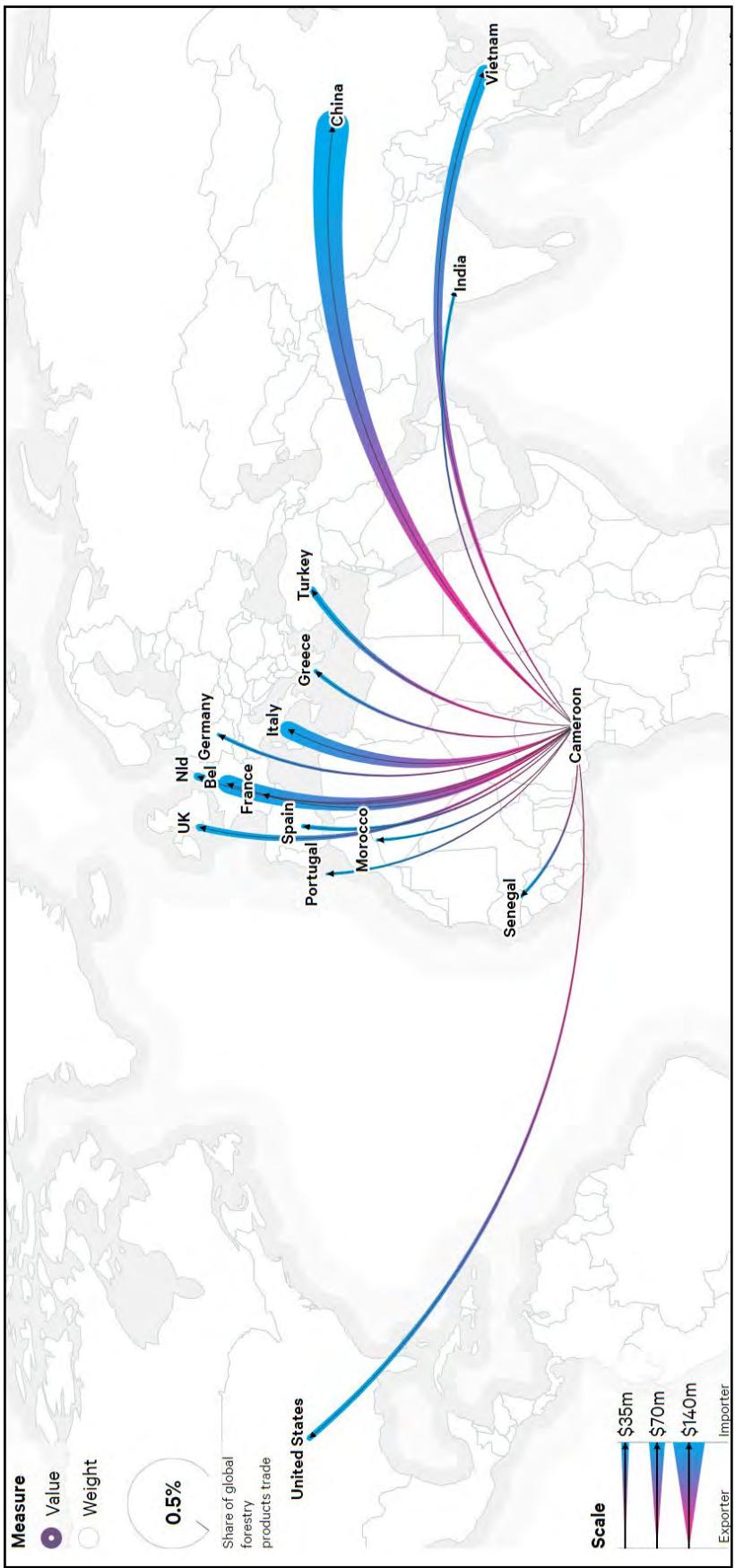
付属資料 - 1 カメルーンの木材製品の主な輸出先の変遷

2007年



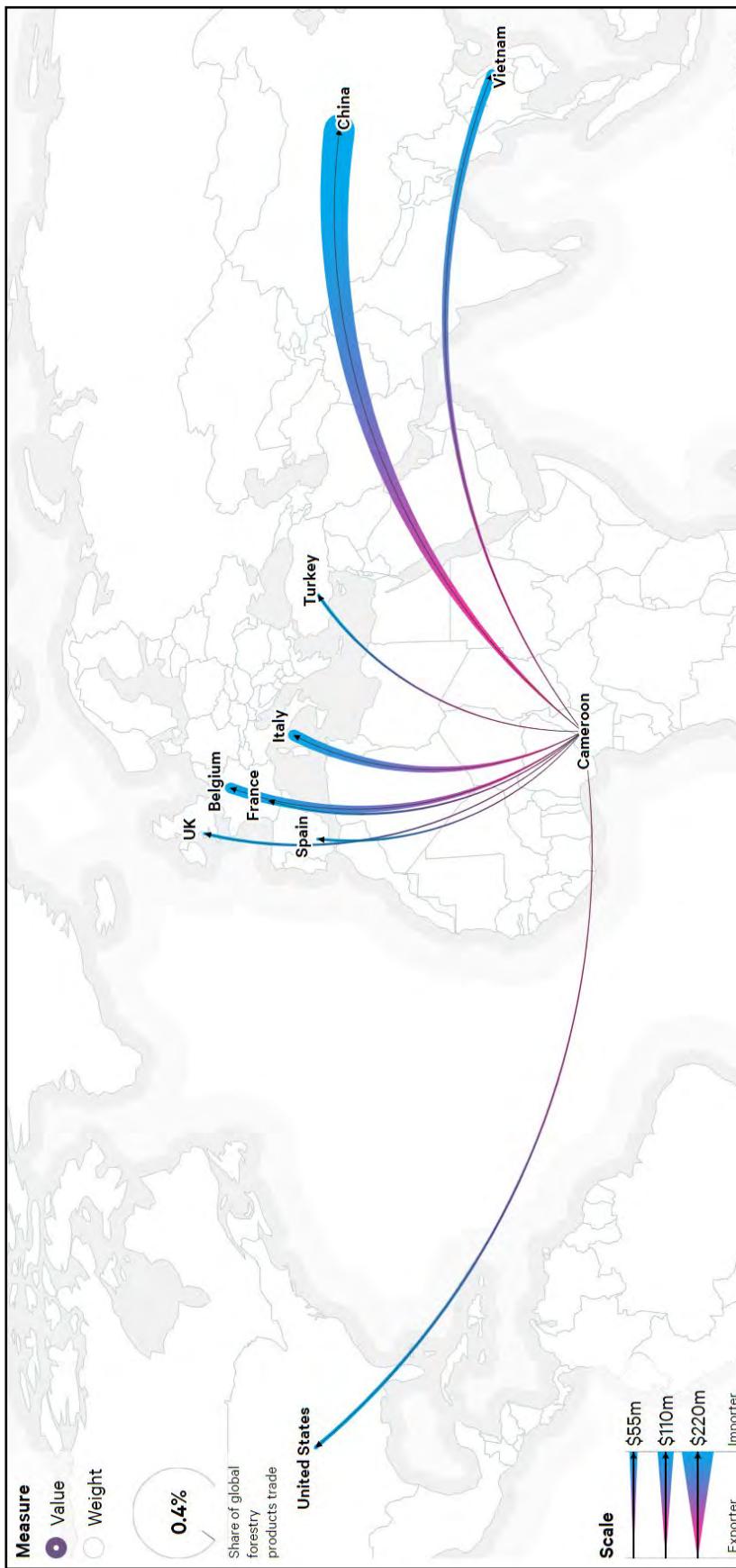
出典 : Chatham House, 'resource trade .earth'

2011 年



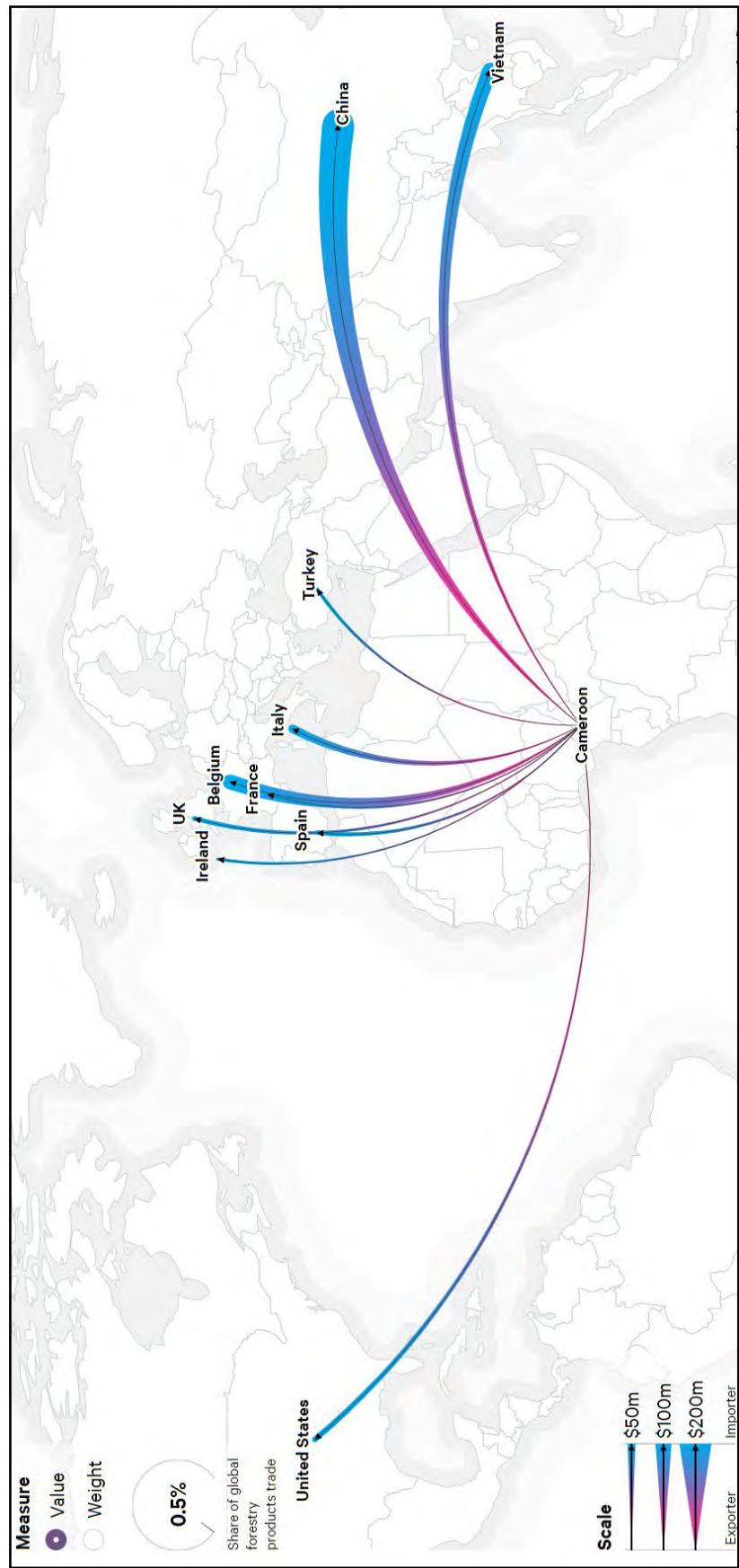
出典：Chatham House, ‘resource trade .earth’

2014 年



出典 : Chatham House, 'resource trade .earth'

2017年

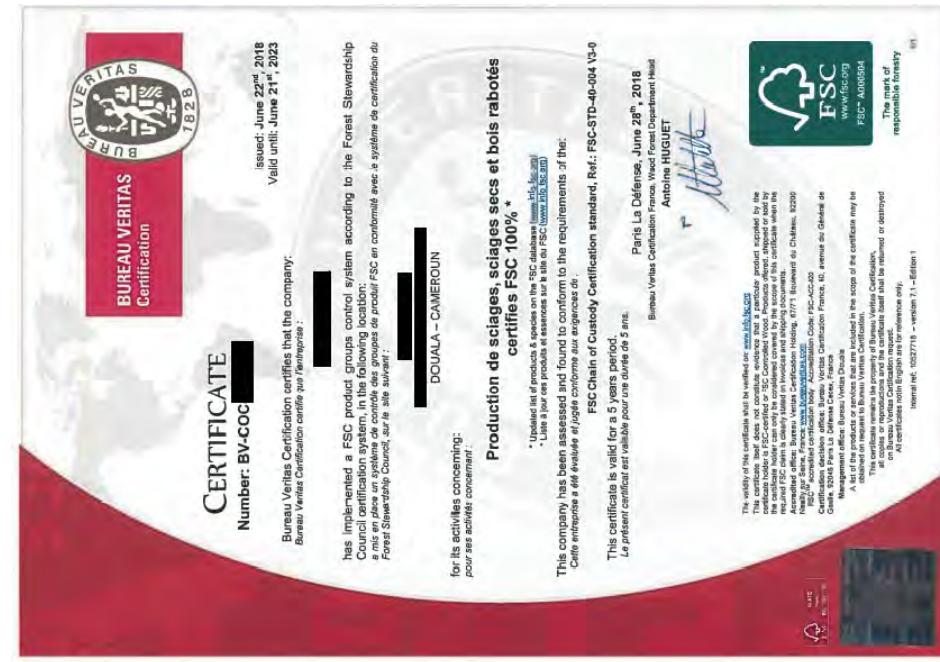


出典：Chatham House, ‘resource trade .earth’

付属資料 - 2(1) FSC の認証状

森林認証証

CoC



付属資料 - 2(2) OLB の認証状

森林認証

COC

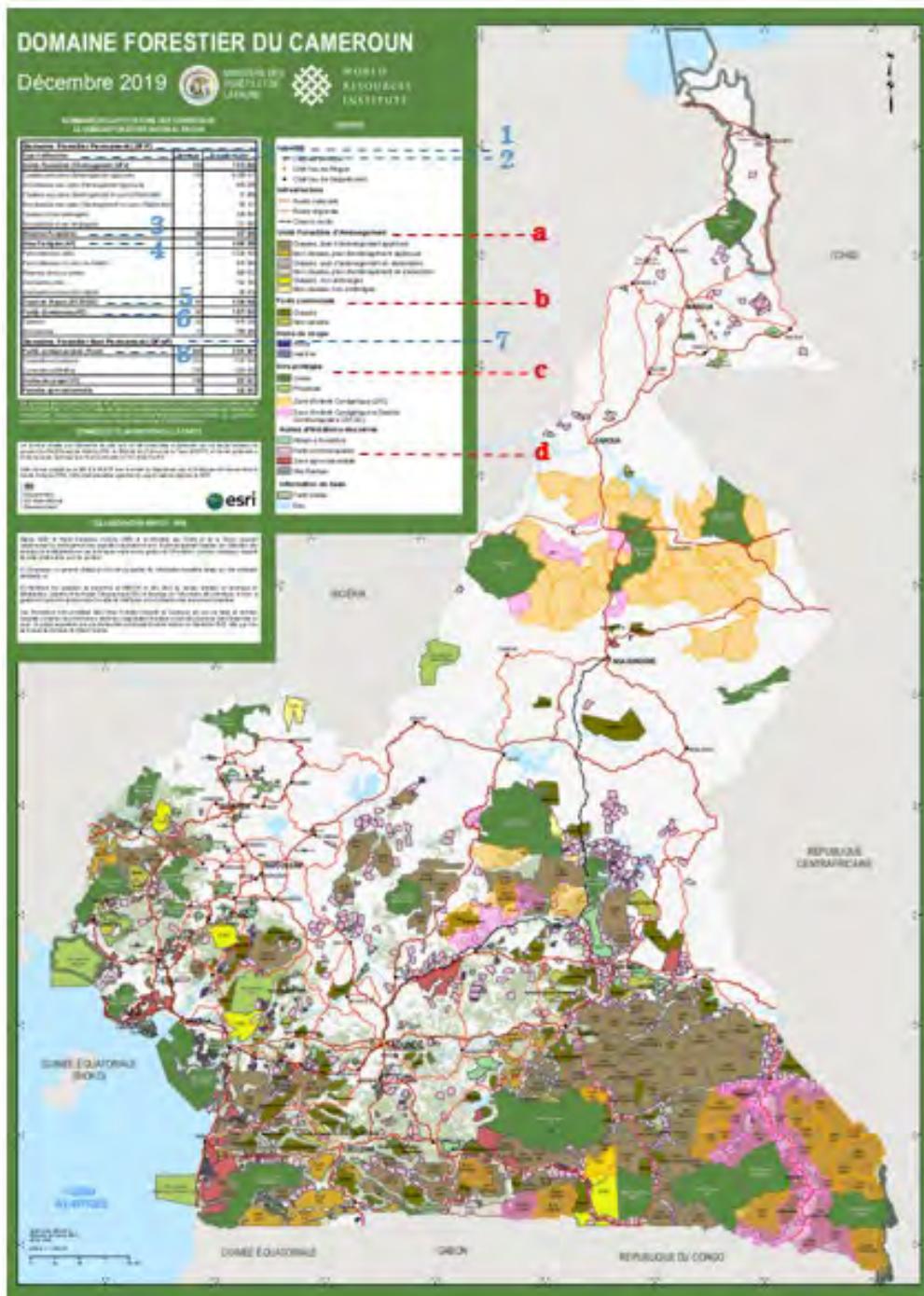


出典：WEB サイトから入手



出典：同上

付属資料 - 3 カメルーンの森林配置



1--恒久林 2--森林管理ユニット 3--森林リザーブ 4--保護区域 5--狩猟林  
6--市町村有林 7--非恒久林 8--村落共同体共有林  
a--森林管理ユニット b--市町村有林 c--保護区域 d--村落共同体共有林

出典：MINFOF の WEB サイト

注 1：判例が細かいため主な項目については参考に日本語を付けた。

注 2：DOMAINE FORESTIER DU CAMEROUN 2019 で上図のオリジナルが検索できる。

## 付属資料 - 4 木材合法性に関する各種の許可と根拠法令

VPA の Annex II の II には、木材合法性に関して各種の許可の種類とその関連の法令・条項が整理されている。これを基に特に重要と考えられる法律第 94/01 号と首相令第 95/531 について関連する条文を整理した。なお、条文の記載にあたって、条文中に出てくる関係法令・条文についても <参考：> として記載した。

### LM1:伐採許可（コンセッション）

#### 法律第 94/01 号（1994 年 1 月 20 日付け）第 41 条

- 第 41 条：(1) 林業を行おうとするあらゆる自然人および法人は、政令(デクレ)によって定められた手続きに従って、承認を受けるものとする。  
(2) 森林伐採許可は、カメルーン国に居住する自然人またはカメルーン国に本社をおき、その資本構成が森林を所管する行政機関既知の会社にのみ与えられる。

#### 首相令第 95/531（1995 年 8 月 23 日付け）第 35 条第 1 項、第 36 条、第 114 条、第 140 条

- 第 35 条 - (1) 個人、法人であれ収益および商業の目的のための林業活動を行なおうとする者は次の分野の内の一つ許可を受けなければならない。
- 森林インベントリー
  - 森林の利用
  - 造林
- (2) 上記(1)に関する林野での操業の承認を得たい自然人あるいは法人はカメルーンに居住し、かつ当該林野における技術的知識の裏付けを提供しなければならない。
- (3) この条項は次の事項には適用しない。
- (a) 法第 64 条に該当する公的機関
  - (b) 伐採許可を持っている個人
  - (c) 私有林の所有者
  - (d) 利用権を行使している村落共同体

#### <参考：法第 64 条>

- 第 64 条：(1) 森林管理は、公的機関を通じて森林管理を実施する担当省の責任である。開発活動を民間またはコミュニティに外注することができる。
- (2) 管理活動の資金は、委員会が管理する特別森林開発基金によって提供される。委員会と特別開発基金の構成と運営手順は法令によって定められる。
- (3) 森林管理計画は、上記第 50 条に規定された仮協定の履行中に作成された仕様の必須部分である。

(4) 仕様には、開発業務の経費を含む。

(5) 対応する金額は、特別森林開発基金に直接留保される。これらの合計は、割り当てを受け取ることはできない。

#### <参考 法第 50 条>

第 50 条：(1) 森林コンセッションの受益者は、最終伐採協定締結に先立ち、森林を所管する行政機関と仮伐採協定を締結するものとする。

(2) 仮協定の期間は最長 3 年間であり、その間に森林コンセッション所有者は、特定の作業、特に木材加工ユニットを設置、しなければならない。木材加工場と企業の本社は、伐採地域におくものとする。この期間中、当該森林地域は関係者の利益のために保存される。仮協定および仕様書の作成条件は政令(デクレ)によって定められる。

第 36 条- (1) 上記第 35 条で参照される活動の内の一つを実行するための承認は、造林と森林インベントリーに関する森林大臣による法令に基づき森林利用に関する政府の長である首相の出席による技術許可委員会（以下、技術委員会という。）の意見を受けた後に行われる。

(2) 次のドキュメントを含む申請書に基づいて技術委員会からの意見に沿って承認される。

#### A-個人の場合

- 申請者の氏名、国籍、職業および住所を記載した押印済みの申請書
- 経験と職業上の資格を記載した履歴書
- 3 か月未満の警察記録
- 実績数量資料と取引登録番号

#### B 法人の場合

- 社名と住所を記載した押印済みの申請書
- 定款の写し
- 実績数量資料と取引登録番号
- 管理者の 3 か月未満の警察記録
- 技術的かつ職業上の資格を示した管理者あるいは森林オフィサー履歴書
- 会社における現在とこれまでの業務歴
- 国民保険料が適切に支払われた旨の声明

#### C 両者とも

- 業務の要請面積
- 個人の場合には申請者の、法人の場合には森林オフィサーの技術資格の証明書
- 納税証明書
- 納税申告書

- 申請手数料の支払いに関する領収書、その金額は国の財政に関する法律に従つて定められるものとする

第 114 条- (1) 林産物の第一次加工のための工場の操業を希望する個人あるいは法人は、工場の建設の前に鉱山、森林および工業に責任のある行政機関にその趣旨の宣言をしなくてはならない。その宣言をしないことについては、行政的な罰金が科せられる。その料料と計算および徴収の手順は、別の法令に規定される。

(2) 有害廃棄物を生成する可能性のある林産物の加工を行う工場の運営を適切に管理する条件は、有害廃棄物、危険、不健康、騒音または有害物の取引のための建物に適用される法律または規制に定められている。

(3) 産業フランポイント制度の下で承認された林業事業の義務は、法第 74 条に従い、産業大臣と林業大臣の共同命令によって定められるものとする。

<参考：法第 74 条>

森林と産業を担当する大臣の共同法令により、促進を目的として、特に投資法または自由工業地帯に関する法律の枠内で特定の措置を講じることができる。

第 140 条- (1) 操業許可を受けた者が業務の一部を下請けに出したい場合には、次に示す内容を含む書類の提出による森林大臣の事前の許可を得なければならない。

- 申請理由を記した押印済みの申請書（テキストには株式の取得がある）
- 再委託先の情報
- 再委託側の業務に関する詳細な報告書
- 再委託する業務の詳細
- 効力のある法令に基づいて承認され、また登録される再委託契約の草案
- 金融法に定められた義務の支払いに基づく領収書

(2) 下請け者は、上記第 35 条に示す基準を満たさなければならない。

(3) 認可の場合、林業操業免許保有者は、関係者によって正式に署名され登録された下請け契約の写しを森林管理の州当局に転送するものとする。

(4) 下請け契約は、その下請け契約書が林業操業許可保有者によってこの下請け契約が実施される地方行政区域内の森林行政官に正式に提出された後に効力を持つ。

(5) 林業操業免許保有者は、義務の適切な履行のために森林管理に関して責任を負う唯一の人物であり続けるものとする。

Law 98/015 (1998 年 7 月 14 日) ··· 省略

Decree 99/818/PM 1999 年 11 月 9 日 ··· 省略

Order No. 013/MINEE/DMG/SL (エネルギー省鉱山地質部 1977 年 4 月 19 日) ··· 省略

## LM2:公営伐採許可

### 法律第 94/01 号（1994 年 1 月 20 日付け）第 30 条、第 35 条

第 30 条-(1) 本法において、市町村に関する分類法規の対象となるあるいは当該市町村によって植林されたすべての森林を市町村有林とみなす。

(2) 分類法規は、国有林と同じ可能性もある当該森林の境界と管理目的ならびに先住民の利用権の行使を定める。この法規により、当該市町村の名のもとに地権を設定する権利が与えられる。

(3) 市町村有林は、当該市町村の普通財産である。

(4) 市町村有林の分類手続きは政令(デクレ)によって定められる。

第 35 条-(1) 国有地にある森林とは、本法の第 24 条・第 30 条第 1 項および第 39 条で規定されているカテゴリーのいずれにも該当しない森林のことである。果樹園や農園(プランテーション)、休耕地、営農地に付随する植林地、牧草地、アグロフォレストリーは、国有地にある森林に含まれない。しかしながら、森林被覆回復後に、所有権の対象となっていない旧休耕地や農地または牧草地は、あらたに国有地にある森林であるとみなされ、次のように管理される。

(2) 国有地にある森林におけるあらゆる種類の林産物は、場合によって、森林と野生動物を所管する行政機関によって保存を目的として管理される。これらの林産物は、次の第 37 条に規定されている管理協定の対象となる場合を除いて、国家に帰属する。

<参考：法律第 94/01 号 第 24 条第 1 項>

この法律において次を国有林とする。

- 次のような動物の保護区域

- ・国立公園
  - ・野生生物保護区
  - ・狩猟に適切な区域
  - ・国営のゲーム牧場
  - ・国営の動物園
  - ・野生生物保護区
  - ・バッファゾーン
- 次を森林として残す。
- ・生態学的保護区
  - ・生産林
  - ・保護林
  - ・レクリエーションの森

- ・教育・研究林
- ・植物サンクチュアリ
- ・植物園
- ・植林地

(2) 各種国有林利用の定義・規則・手続きは政令（デクレ）によって定められる。

<参考：法律第 94/01 号 第 30 条の第 1 項>

第 30 条-(1) 本法において、市町村に関する分類法規の対象となるあるいは当該市町村によって植林されたすべての森林を市町村有林とみなす。

<参考：法律第 94/01 号 第 37 条>

第 37 条-(1) 森林を所管する行政機関は、関心を示す村落共同体による森林資源管理を目的として、当該村落共同体に対して支援するものとする。その場合、当事者間で協定書への署名が行われる。このようにして実施される技術支援は無償で村落共同体に提供されるものとする。

(2) 村落共同体共有林は、森林を所管する行政機関によって承認された簡易管理計画を有する。この簡易管理計画は、関係者の要請によって、政令（デクレ）によって定められた手続きに従って、作成される。村落共同体共有林でのあらゆる活動は、いずれの場合にも、その管理計画に従うものとする。

(3) 村落共同体共有林の利用から生じるあらゆる種類の林産物は、当該村落共同体に帰属する。

(4) 村落共同体は、その共有林に含まれる天然物が譲渡される場合、先買権を有する。

<参考：法律第 94/01 号 第 39 条>

(1) 私有林とは、自然人または法人が植林し、現行の法規に従って取得された土地にある森林である。私有林の所有者は、不断かつ持続的な収量のために、森林を所管する行政機関の支援を得て、簡易管理計画を作成するものとする。

(2) 関連する土地のあらゆる新規の割り当ては、第 16 条第 3 項の規定を遵守するものとする。

(3) 私有林の簡易管理計画の実施は、森林を所管する行政機関による技術監督下で、当該個人が実施する。

(4) 第 9 条第(2)項で規定されているように、個人の土地にあって形成される自然林内の林産物は、林産物が当該個人によって取得された場合を除いて、現行の法規に従い国家に帰属する。

(5) 私有林を所有する個人は、その森林に含まれる天然物が譲渡される場合、先買権を有する。

<参考：法律第 94/01 号 第 9 条第 2 項>

- (2) 黒檀、象牙、および薬用またはある種の収益をもたらす動植物種などの特定の林産物を特産品という。特産品のリストは所管官庁が適宜決定するものとする。

<参考：法律第 94/01 号 第 16 条第 3 項>

- (3) 森林資源の配分は、土地利用のマスタープランに従わなければならない。

#### 首相令第 95/531 (1995 年 8 月 23 日付け) 第 17 条

第 17 条 国有林または市町村有林の区域設定は、首相令により、以下の書類を含む書類を森林大臣が提出することにより承認されるものとする。

- (1) 縮尺 20 万分の 1 の地図による森林の境界を示す計画場所位置図および当該地域の土地利用計画（もし計画がある場合）。
- (2) 区分の目的を記載した技術メモおよび上記第 3 条に準拠した森林への利用権。
- (3) 第 19 条に基づき開催される委員会会議の報告書
- (4) 地元自治体へ便益のための森林の区分の場合においては地元自治体からの申請書

<参考：首相令第 95/531 第 3 条>

法律および当首相令に適用する定義は次のとおりである。

- 1) 厳正生態保護地区、2) 植生保護地区、3) 保護林、4) レクレーション林,5) 研究教育林・・・省略
- 6) 生産林・・・木材あるいはその他林産物の永続的な生産を目的とする地域であり、狩猟、漁業および採集に関する利用権はこの地域では規制される。
- 7) 再生林区域・・・林産物の生産およびあるいは脆弱な生態系を保護するために森林の再生を目的とする区域である。狩猟、漁業、採集に関する利用者の権利は、問題の再生林区域に割り当てられた目的に照らして規制される。
- 8) 植物園、9) 晩期火災、10) 早期火災・・・省略
- 11) 村落共同体共有林・・・村落コミュニティと森林局との管理合意書によって非永続林を形成している森林である。そのような森林の管理は、森林局の支援と技術的補助を受けた関係する村落が責任を持つ。
- 12) 市町村有林・・・法第 30 条に基づき自治体の便益のために公式に区域設定された森林である、あるいは自治体の区域内において自治体によって植林された森林である。

<参考：法律第 94/01 号 第 30 条・・・前記のとおり>

- 13) 脆弱な生態地域、

- 14) 閉鎖林・・・省略
- 15) 管理林・・・法第 23 条に定める管理計画に基づき、特定の目的に応じて管理される永久林。

<参考：首相令第 9-531 第 19 条>

- (1) 委員会（以下、委員会という。）は各部局に設置され、その役割は；
  - 森林区域の設定あるいは設定区域の解除が行われる時に地元住民あるいは関心のある者が提出する請求についての審査及び意見の陳述。
  - 収用される予定の資産を評価し、関連する文書の作成。
- (2) 収用手続きは効力のある規則に沿うものとする。

<参考：法律第 94/01 号 第 23 条>

第 23 条：本法において、恒久林の整備は、林産物と役務の持続的な保護を目的とした、事前に定められた目標と計画に基づいた特定の活動と投資を、恒久林本来の価値や将来の生産性を損なうことなく、また物理的・社会的環境に対して望ましくない影響を与えることなく、実施することと定義される。

- 16) 入会林管理合意書・・・国有林の管理、保全、およびそのコミュニティの利益のための使用を目的として、国有林の一部をコミュニティに委託する契約。管理契約には、実施する活動を定めた基本的な管理計画が添付される。
- 17) 自治体、18) バッファゾーン、19) 流木・・・省略
- 20) 林業操業許可証・・・場合によっては、伐採材の販売許可、森林伐採権、操業許可、または個人伐採許可。
- 21) 天然物・・・法第 9 条第 1 項に定義された林産物

<参考：法律第 94/01 号 第 9 条第 1 項>

- (1) 林産物は、基本的に、植物性の木質および非木質産物ならびに森林に由来する野生生物および水産物からなる。
- 22) 林産物・・・木質および非木質の植物産品および森林から採取された動物または魚類資源。

#### LM3: サルベージ伐採許可

法律第 94/01 号（1994 年 1 月 20 日付け）第 41 条、第 42 条

第 41 条・・・前記のとおり

- 第 42 条-(1) 登録伐採許可の受益者は、森林を所管する行政機関の事前承認を条件として、活動の一部を外注(下請)にだすことができるものとする。登録伐採許可の受益者は、いかなる場合においても、森林を所管する行政機関に対して、その義務の適切な履行の責任を担うものとする。
- (2) 上記第(1)項に規定されている許可は、個別のものであり、譲渡不可である。
- (3) 伐採許可を受けている会社の株式の新規取得または譲渡は、森林を所管する大臣の事前承認を受けるものとする。

首相令第 95/531 (1995 年 8 月 23 日付け) 第 35 条第 1 項、第 36 条

第 35 条第 1 項・・・前記のとおり。

第 36 条・・・前記のとおり。

LM4:伐採木搬出許可

法律第 94/01 号 (1994 年 1 月 20 日付け) 第 41 条

第 41 条・・・前記のとおり

首相令第 95/531 (1995 年 8 月 23 日付け) 第 35 条第 1 項、第 36 条

第 35 条第 1 項・・・前記のとおり

第 36 条・・・前記のとおり

LM5:国有地にある森林の伐採木販売許可

法律第 94/01 号 (1994 年 1 月 20 日付け) 第 41 条

第 41 条・・・前記のとおり

首相令第 95/531 (1995 年 8 月 23 日付け) 第 35 条第 1 項、第 36 条

第 35 条第 1 項・・・前記のとおり

第 36 条・・・前記のとおり

LM6:村落共同体共有林公営伐採許可

首相令第 95/531 (1995 年 8 月 23 日付け) 第 28 条第 3 項

第 28 条-(3) 関係するコミュニティは、施行されている法律の下で規定されている実態のある形で関係する法的罰則を持っている必要がある。

Decision No. 0098/D/MINFOF/SDFC 入会林設置手続き及び管理規則のマニュアル・・・

省略

LM7:黒檀伐採特別許可

法律第 94/01 号 (1994 年 1 月 20 日付け) 第 9 条、第 41 条、第 42 条

第 9 条-(1) 林産物は、基本的に、植物性の木質および非木質産物ならびに森林に由来す

る野生生物および水産物からなる。

(2) 黒檀、象牙、および薬用またはある種の収益をもたらす動植物種などの特定の林産物を特産品という。特産品のリストは所管官庁が適宜決定するものとする。

(3) 特産品の利用手続きは政令によって定める。

第 41 条・・・前記のとおり

第 42 条・・・前記のとおり

首相令第 95/531 (1995 年 8 月 23 日付け) 第 35 条第 1 項、第 36 条、第 114 条

第 35 条-(1)・・・前記のとおり。

第 36 条・・・前記のとおり。

第 114 条・・・前記のとおり。

LM8:木材加工許可

首相令第 95/531 (1995 年 8 月 23 日付け) 第 114 条

第 114 条・・・前記のとおり。

Law 98/015 (1998 年 7 月 14 日)・・・省略

Decree 99/818/PM 1999 年 11 月 9 日・・・省略

Order No. 013/MINEE/DMG/SL (エネルギー省鉱山地質部 1977 年 4 月 19 日)・・・省略

付属資料 - 5(1) コンセッション一覧

N°TITRE	N°UFA	ATTRIBUTAIRES	SUPERFICIE (ha)	N°TITRE	N°UFA	ATTRIBUTAIRES	SUPERFICIE (ha)
1001	09-006	STE FANGA	59238	1051	10-005B	STBK	37077
1002	08-006	SF BOURAKA	51450	1052	10-008	SEFAC	72727
1003	10-018	STBK	81397	1053	10-010	SEFAC	66688
1004	10-015	CIBC	130273	1054	10-030	PALLISCO	76850
1005	09-023	CUF	56192	1055	10-042	SODETRANCAM	44907
1006	09-021	SCIEB	41965	1056	10-044	SODETRANCAM	66861
1007	10-023	SFCS	57996	1057	10-047A	DINO&FILS	47080
1009	10-058	ETS KAKOUANDE	57137	1058	10-052	SFIL	71410
1010	10-007	SEBC	122294	1060	10-064	FILIERE BOIS	115900
1011	09-025	SCIEB	88148	1062	09-012	CAMTRANS	63865
1012	10-054	SFID	67942	1063	09-013	SOFOHNY	42556
1013	10-011	SAB	48554	1064	09-016	COFA	54822
1014	10-029	Sfdb	46922	1065	10-013	HABITAT 2000	50752
1015	10-051	GRUMCAM	86096	1066	10-056	SFID	72157
1016	10-012	SEFAC	59340	1067	10-057	DINO&FILS	33559
1017	08-004	KHOURY J	88050	1068	11-002	SEFECCAM	54807
1018	10-021	GREEN VALLEY	66183	1069	09-020	CUF	44866
1019	10-041	SODETRANCAM	64961	1070	10-025	SFIL	47823
1020	08-003	SMK	45210	1071	10-043	Ets TONKAM Marcel et Cie	51168
1021	10-061	PLACAM	28387	1071	10-055	Ets TONKAM Marcel et Cie	39088
1022	10-009	SEBAC	92287	1072	10-053	GRUMCAM	82308
1025	10-001	CFC	69018	1073	09-007	SOCIB	40057
1025	10-004	CFC	52473	1073	09-008	SOCIB	35309
1025	10-002	CFC	22784	1074	10-040	DINO&FILS	79859
1025	10-003	CFC	48830	1075	00-001	SEFPCO	47846
1026	08-002	SABM	59910	1075	00-002	SEFPCO	11449
1026	08-001	SABM	48062	1077	08-005	ENEF-MBALMAYO	36340
1027	07-002	EDEATECH	73327	1078	09-022	CFK	78461
1028	00-003	CFK	125568	1079	09-011	SIBM	30088
1029	00-004	SIENCAM	94917	1081	09-026	CUF	35103
1030	08-008	ANAFOR	80000	1081	09-027	CUF	12683
1031	08-009	INC Sarl	49640	1082	09-028	EFFA J.B.P & Cie	28961
1032	09-004A	LOREMA	20838	1083	10-047B	PALLISCO	48960
1032	09-003	LOREMA	183350	1084	10-048	SOFOHNY	66607
1032	09-005A	LOREMA	138652	1085	10-050	SBAC	38013
1033	09-004B	FIPCAM	65675	1085	10-049	SBAC	32675
1034	09-005B	SOCIB	44698	1086	11-001	SIENCAM	55580
1035	09-015	SN COCAM	40368	1087	11-005	CAFECO	80800
1036	09-019	CUF	38247	1089	11-003	SEFECCAM	28610
1037	09-024	SCIEB	76002	1089	11-004	SEFECCAM	15234
1038	10-020	SIM	82571	1090	10-065	SFW	97123
1039	10-022	SIM	35090	1091	07-003	ENJC	38195
1040	10-026	ALPICAM	126988	1092	11-006	SEFECCAM	30880
1041	10-031	PALLISCO	41202	1094	11-008	SEFPCO	27364
1042	10-037	LA ROSIERE	52186	1095	09-001	SBAC	131521
1043	10-038	CAMBOIS	147463	1096	09-002		70273
1044	10-039	Ets Assene Nkou	47870	1097	10-027	SFEES	31803
1045	10-045	FIPCAM	54447	1098	10-028	MULTI SERVICES PLUS	77692
1046	10-059	SCTB Sarl	44700	1099	10-032	SCIFO	74464
1046	10-046	SCTB Sarl	70646	1100	10-033	GRACOVIR	52021
1046	10-060	SCTB Sarl	54222	1102	10-035	IBC	77551
1047	10-062	PANAGIOTIS MARELIS	149079	1103	10-036	SIM	57018
1048	10-063	CSTC	68916	1104	10-066	BOTAC	56298
1049	08-007	CANABOIS	33595	1105	10-067	BOTAC	51342
1050	09-018	FIPCAM	19245	1106	09-030	COFA	39733
1050	09-017	FIPCAM	54352	1107	10-068	COFA	26093
1051	10-005A	STBK	52245	1128	09-029A	CUF	21886

合計件数：114 件

合計面積：6,908,361

出典：Atlas Forestier 2019 (MINOF, World Resources Institute)

付属資料 - 5(2) 市町村有林 公営伐採許可一覧

Fcommunale	statu_class	Superficie (ha)	Fcommunale	statu_class	Superficie (ha)	Fcommunale	statu_class	Superficie (ha)	statu_class	Superficie (ha)
Mvengue	classe	36726	AMBAM	classe	45895	Bipindi et Akom II	classe	23204		
MINTOM	classe	41455	MENGONG_NGOUIEMAKONG	classe	10388	BOKITO	classe	34922		
MESSAMENA-MINDOUROU	classe	36508	MINTA	classe	41087	LOMIE_2	classe	53075		
NANGA EBOKO	classe	20000	MBANG	classe	29625	YABASSI	classe	34059		
Bipindi et Lolodorf	classe	47547	Batouri	classe	14326	NGUTI	en_cours	12083		
NYAMBAKA	classe	119115	NGOYLA	classe	35890	BETARE-OYA	en_cours	25539		
SALAPOUNBE	classe	23772	DOUME	classe	45359	NGOMEZAP	en_cours	13820		
MVANGAN	classe	33721	OVENG	classe	14671	SANGMELIMA	en_cours	32770		
Biwong Bane	classe	24638	MOULOUNDOU	classe	42612	NDELELE	en_cours	10550		
YOKO	classe	29500	NGAOUNDAL	classe	37842	MUNDEMBA	en_cours	34163		
NGAN HA	classe	15935	DIJOU	classe	15270	MAMFE	en_cours	28963		
AKOM2-EFOULAN	classe	17226	DZENG	classe	21212	NGUELLEBOK	en_cours	17551		
DIMAKO	classe	16240	LOMIE	classe	15190	NGOG MAPUBI-DIBANG	en_cours	14584		
NGOURA	classe	66168	GARI NGOMB	classe	34199	NGWEI	en_cours	24317		
MEYOMESI ET MEYOMESSALA	classe	21142	NDIKINIMEKI	classe	20000	NGUELEMENDOUKA-DOUMAINTANG	en_cours	45236		
YOKADOUMA	classe	22206	MENGONG ET BIWONG-BULLU	classe	19386	POUMA	en_cours	28787		
NKONDJOCK	classe	24935	MARTAP	classe	14077	SOMALOMIO	en_cours	21682		
MESSONDO	classe	16864	NGAOUNDERE III	classe	1262	MESSOKE 2	en_cours	10593		
BENGBIS	classe	27798	MAKENENE	classe	19915	NYETE	en_cours	9880		
DOUMAINTANG	classe	34718	ABONG-MBANG	classe	33941	MAKAK	en_cours	43200		
EBOLOWA1-EBOLOWA2-AKOM2	classe	33368	YINGUI	classe	14121	MANDOU-NGOURA	en_cours	68859		
NYANON-NGAMBENDOM	classe	20395								

許可済み (classe) : 47 件、 1,401,505ha

申請中(en\_cours) : 17 件、 442,547ha

出典 : Atlas Forestier 2019 (MINFOF, World Resources Institute)

付属資料 - 5 (3) 国有地にある森林の伐採販売許可一覧

Num_VC	Attributaire	statut_vc	Annee	sup_adm_ha	rfa_ha	Num_VC	Attributaire	statut_vc	Annee	sup_adm_ha	rfa_ha
070275	OYE & COMPAGNIE Sarl	active	2017	2113	49700	0903451	SAFE	active	2018	800	2775
0901410	SFB	active	2017	1418	2555	0810270	OYE & COMPAGNIE Sarl	active	2017	2270	50010
0703310	SOFOCAM	active	2017	989	3500	0903471	LFIS	active	2018	986	3000
0801244	SOBOCA	active	2017	2500	15750	0703336	BOISCAM	active	2018	1000	3650
0801243	SCIFO	active	2018	2426	55000	0703350	SOFOCAM	active	2018	906	2850
0804402	LE ZENITH	active	2017	1800	65500	0703351	SOFOCAM	active	2018	749	3000
0801245	AFC	active	2017	2493	75000	0903480	SALI NDJIDA	active	2019	1000	3750
1004311	AFC	active	2017	1957	202500	0904455	SETRANSBOIS	active	2019	1000	3550
0801238	VERA FORESTIERE	active	2017	2500	53200	0808230	HUGUETTE FORESTIERE	active	2018	1023	3000
0801237	BMC	active	2017	1898	31500	0808231	HUGUETTE FORESTIERE	active	2018	831	3100
0703316	SOFOCAM	active	2017	1500	2875	0808232	HUGUETTE FORESTIERE	active	2018	1015	3000
0808300	KIEFFER ET CIE	active	2017	2200	20000	0903452	SABE	active	2018	1050	13544
0702102	COFA	active	2017	1078	2525	1403001	SMK	active	2017	2500	51000
0702100	COFA	active	2017	935	2550	0702112	SEFECCAM	active	4322	2217	2500
1004322	ENGOULOU-ABOUTOU (ESA)	active	2017	913	22500	0703338	CAMWA	active	4319	1000	2750
1004321	JEAN ABESSOLO Sarl	active	2018	1020	25000	0903470	SEF	active	4344	500	9390
1004330	CARREFOUR INVESTMENTS CAMEROUN	active	2018	892	15500	0703315	SOFOCAM	active	2017	1805	32500
1004323	FEEMAM	active	2018	1061	17000	0702110	SEFECCAM	active	2018	2493	2500
0903426	SBAC	active	2018	780	2775	0702111	SIENCAM	active	2018	2484	2500
0903421	BTA	active	2018	810	3550	0808233	CAFECO	active	2019	2507	2500
0903444	BTA	active	2018	931	3525	1001325	STBK	active	2018	2452	94000
0903439	LFM	active	2018	860	3000	1001326	MULTI SERVICES PLUS	active	2018	2500	85000
0903428	CIC-MMB	active	2018	817	3000	1004329	EXPRESS AFFAIRES Sarl	active	2018	1051	27000
0903427	NAMBOIS	active	2018	781	2621	0903472	SOFOMAC	active	2019	1600	3300
0903425	SBAC	active	2018	798	2700	0904450	SFE	active	2018	1886	57500
0903424	NAMBOIS	active	2018	888	2700	0903481	BOISCAM	active	2019	1000	/
0903442	CIC-MMB	active	2018	1070	3500	0808400	EAA	active	2019	865	14750
0903432	NAMBOIS	active	2018	786	2700	0903473	SALI NDJIDA	active	2019	1600	9000
0903450	SABE	active	2018	590	19974	0703321	SOFOMAC	active	2018	891	3400
0903451	SABE	active	2018	854	15019	0703340	SEGEF	active	/	1892	/
0703320	SOFOCAM	active	2018	1650	5575	0801255	STE MARTAL ET CAMPAGNE	active	/	490	/
0903465	AFC	active	2018	1287	2600	0903441	MANI	active	/	873	/
0903466	AFC	active	2018	1023	2650	0810276	Ets MISEMIA ET COMPAGNIE	active	2019	215	4000
						0901415	GAU-SERVICES	active	2019	2500	2750

件数 : 63 件

合計面積 : 1,135,613ha

出典 : Atlas Forestier 2019 (MINFOF, World Resources Institute)



付属資料 - 6 促進カテゴリー別樹種名

(省令第 0021/2018 年 2 月 19 の第 1 条より作成)

促進第 1 カテゴリー

1. AYOUS/OBECHE	11. KOTO
2. AWOURA/EKOP BELI	12. KOTIBE
3. AZOBE/BONGOSSI	13. NAGA/EKOP NAGA
4. BILINGA	14. NIOVË
5. EKABA/EKOP RIBI	15. OKOUMÉ
6. EYONG	16. OKOUMÉ
7. FRAKE/LIMBA	17. ONZABILI/ANGONGUI 18.0ZIG0
8. FRAMIRE	18. TAU
9. GOMBE/EKOP NGOMBE	19. TIAMA
10. KOSSIPO/KOSIPO	

促進第 2 カテゴリー

1. ABALÉ/ABING/ESSIA	33. ESSON/EKOP A
2. ABAM À POILS ROUGE	34. ETIMOÉ
3. ABURA/ BAHIA	35. EVEUSS/NGON
4. AGBA/TOLA	36. EVEUSS PF
5. AIÉLÉ/ABEL	37. EYEK
6. AKO/ALOA	38. EYOUM BLANC
7. ALEP	39. FARO
8. ALUMBI	40. IATANDZA/EVOUVOUS
9. AMVOUT/TEKONG	41. KANDA
10. ANDOK NGOE	42. KAPOKIER/BOMBAX/ESODUM
11. ANDOUNG BRUN	43. KONDROTI/OVOUNGA
12. ANDOUNG ROSE/EKOP MAYO	44. KUMBI/EKOA
13. ANGUEUK	45. LANDA
14. ASILA KOUFANI/KIORO	46. LATI/EDJIL
15. ASILA OMANG	47. LATI PARALLÈLE
16. AVODIRÉ	48. LIMBALI
17. BODIOA	49. LOTOFA/NKANANG
18. 18 BONGO H/OLON	50. MAMBODE/AMOUK
19. CORDIA/EBE/MUKUMARI	51. MIAMA
20. DABÉMA/ATUI	52. MOAMBÈ
21. DAMBALA	53. MUTONDO
22. DIANA/CELTIS/ODOU	54. 54 NAGA PARALLÈLE
23. DIFOU	55. OBOT O/ABOTZOK
24. EBIARA EDÉA	56. OSANGA/SIKONG
25. EBIARA YAOUNDÉ/ABEM	57. OUOCHI/ALBIZIA/ANGOYEMÉ
26. EKOP G.H	58. OVOGA/ANGALÉ
27. EKOP NGOMBE G.F	59. TCHITOLA
28. EKOUMÉ	60. TSANYA/AKELE
29. EMIEN	61. VESSAMBATA
30. ESSAK/ALOW KOUAKA	62. WAMBA
31. ESSENG/LO	63. AUTRES
32. ESSESSANG	

## 付属資料 - 7(1) 木材合法性証明書の例（加工工場）

## 付属資料 - 7(2) 同左邦語訳

REPUBLIC OF CAMEROON République du Cameroun	PARIS – 19th April
MINISTRY OF FORESTS ET DE LA FAUNE	Ministère des Forêts et de la Faune
SECRETARIAT D'ETAT	Secrétariat d'Etat
SECRETARIAT GENERAL	Secrétariat Général
DEPARTMENT OF FORESTRY	Département de la Forêt
DIRECTION DES FORÊTS <b>N° 1718</b>	Département de la Transformation du Bois
CL / MINFOF / SETAT / 5G / DR / SOA / F / SN	DR. DORET NDONGO

**CERTIFICAT DE LEGALITÉ**

**Le Ministre des Forêts et de la Faune soussigné,**

Certifie que **\_\_\_\_\_** Douala, détentrice du certificat de légalité n° \_\_\_\_\_, a rempli toutes ses obligations conformément aux articles 12 et 15 de l'Arrêté N°004/MINFOF du 13 février 2013, fixant les critères et les modalités de délivrance des certificats de légalité dans le cadre du régime d'autorisations FLEGT pour son Unité de Transformation du Bois située à Libongo dans la Région de l'Est Cameroun.

Le présent Certificat est valable pour 12 mois à compter de la date de signature, et peut être suspendu ou révoqué si un contentieux venait à survenir en cas de non-respect des obligations forestières, fiscales, sociales ou environnementales.

En foi de quoi, le présent Certificat, valable uniquement pour ladite Unité de Transformation de Bois, est délivré pour servir et valoir ce que de droit./-

Yaoundé le, 22 NOV 2018

Ministère des Forêts et de la Faune

Améliorations :  
MINFOF,  
MINISTERE DES FORETS ET DE LA FAUNE  
MINFOED,  
MINISTERE DE L'INSTRUCTION  
MINFODEV,  
MINISTERE DE L'AGRICULTURE,  
MINISTERE DE L'INDUSTRIE,  
MINISTERE DE LA SANTE PUBLIQUE,  
MINISTERE DE L'ENVIRONNEMENT,  
MINISTERE DE L'ARTISANAT,  
MINISTERE DE LA CULTURE,  
MINISTERE DE L'EDUCATION NATIONALE,  
MINISTERE DE L'EMPLOI ET DE LA FORMATION PROFESSIONNELLE

カルガーフィルム	カルガーフィルム
写真・写真・写真	写真・写真・写真
森林生物多様性	森林生物多様性
園芸会社	園芸会社
森林会社	森林会社
森林会社	森林会社
森林会社	森林会社

### 合法性証明書

本証明書の署名者である森林加工場大臣は、  
\_\_\_\_\_による森林加工場に関する合法伐採進行・ガバナンス・良  
用(FLEG)のライセンス制度における合法伐採證明書交付に対する批准を定めた  
2013年2月1日付け省令アレ第004号第12段からびに第15条に則り、すべての  
義務を果たしたことと認定する。

本証明書は、署名日から数し12ヶ月間有効とするが、森林、能恵、社会、  
環境に係る既存の遵守が行われず、争議が生じた際にはこれを保留するものとする。  
上記に差づき、本証明書は上記の森林加工場にのみ有効であり、これにかかわる  
当該の権利を除く、かつ権利が発生するよう施行されるものとする。

2019年11月21日、ヤウンデにて  
森林生物多様性  
(署名・公印)  
ジュール・ド・レ・ンドンゴ



出典：WEB サイトから入手

左記証明書を基に本事業により仮邦語訳



## 付属資料 - 9 植物防疫証明書

<b>植物検疫証明書</b>	<b>PHOTOSANITARY CERTIFICATE</b> <b>N° 009362</b> <b>A</b> <i>Plants and animal products in transit</i> <b>Name and address of consignee:</b> <i>Name and address of shipper:</i> <b>Name of交通工具:</b> <i>Name and address of receiver:</i> <b>Point d'embarquement:</b> <i>Point of arrival:</i> <b>Marque des colis - matrice et numéros des colis : nom des producteurs, nom du producteur - nom du nom de produit - nom du nom de l'expéditeur</b> <b>Distinguishing marks number and description of packages - name of producer - name of product - name of receiver - name of shipper</b>		<b>カメルーン共和国農業地方開発省</b> <b>カメルーン共和国農業地方開発省</b> <b>投入物と農産物規制管理部</b> <b>カメルーン共和国農業地方開発省</b> <b>投入物と農産物規制管理部</b> <b>力ガルーン植物保護機関</b> <b>●●国植物保護機関へ</b>																							
<b>輸出者の名称と住所</b>																										
<b>荷受者の名称と住所</b>																										
<b>輸送手段</b>																										
<b>到着地</b>																										
<p><b>識別マーク番号とパッケージの説明</b></p> <p>名称、学名</p> <p>追加事項</p> <p>処理</p> <p>処理方法</p> <p>薬剤名</p> <p>追加情報</p>																										
<p>If it is certified that les végétaux, produits végétaux ou autres articles mentionnés dans la déclaration sont libres des insectes, virus, maladies et parasites énumérés dans la liste ci-dessous, alors les tests suivent des procédures officielles appropriées et établies conformément aux règlements de l'administration concernant la matière à déclarer, et que les résultats sont conformes à celle-ci, concernant les organismes réglementaires, lors de la présentation. Lors d'un examen, il convient de déclarer à l'agent des douanes ou à l'autorité compétente l'origine des marchandises mentionnées dans la déclaration, le nom du producteur et / ou destinataire et / ou destinataire conformément aux exigences réglementaires. Les végétaux sont également soumis à l'examen des douanes ou à l'autorité compétente, lorsque leur état physique ou leur état de conservation ne sont pas conformes aux normes phytosanitaires spécifiées par l'agent des douanes ou à l'autorité compétente, et / ou destinataire, et / ou destinataire conformément aux exigences réglementaires. Ils doivent être traités conformément aux exigences réglementaires, en utilisant les méthodes et les agents recommandés par l'agent des douanes ou à l'autorité compétente.</p> <p><b>DECLARATION OF DECLARANT</b></p>																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">TRAITEMENTS SPÉCIAUX: TREATMENTS CARIED OUT</th> <th colspan="2">Lieu de délivrance Place of issue</th> <th rowspan="2">Signature Signature</th> </tr> <tr> <th>Type de traitement Type of treatment</th> <th>Spécification Description</th> <th>Date Date</th> <th>Cachet / Tampon Stamp</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Produit chimique (Matrice active) (Chemical product &amp; Active matrix)</td> <td>Dose(s) et température Dose(s) and temperature</td> <td>Date Date</td> <td>Nom du fonctionnaire autorisé Name of authorized officer</td> </tr> <tr> <td>Concentré/émulsion Concentrate/emulsion</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">Remarques complémentaires Additional information</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					TRAITEMENTS SPÉCIAUX: TREATMENTS CARIED OUT		Lieu de délivrance Place of issue		Signature Signature	Type de traitement Type of treatment	Spécification Description	Date Date	Cachet / Tampon Stamp	Produit chimique (Matrice active) (Chemical product & Active matrix)	Dose(s) et température Dose(s) and temperature	Date Date	Nom du fonctionnaire autorisé Name of authorized officer	Concentré/émulsion Concentrate/emulsion				Remarques complémentaires Additional information				
TRAITEMENTS SPÉCIAUX: TREATMENTS CARIED OUT		Lieu de délivrance Place of issue		Signature Signature																						
Type de traitement Type of treatment	Spécification Description	Date Date	Cachet / Tampon Stamp																							
Produit chimique (Matrice active) (Chemical product & Active matrix)	Dose(s) et température Dose(s) and temperature	Date Date	Nom du fonctionnaire autorisé Name of authorized officer																							
Concentré/émulsion Concentrate/emulsion																										
Remarques complémentaires Additional information																										
<p><b>発行地、発行日、管理官名、サイン</b></p>																										

出典：現地委託先収集資料(参考のため仮邦語訳を付けた)

付属資料 - 10 木材仕様書 (MINFOF が作成する一覧表)

森林・野生動物省森林局	輸出木材の仕様一覧	樹種名
<b>REPUBLIC OF CAMEROON</b> <b>PAX - TRAVAIL - PATRIE</b> <b>DIRECTION DES FORêTS</b>		
<b>BULETIN DE SPECIFICATION DES BOIS A L'EXPORTATION</b> № 01010256		
<i>Ajouter ou éditer les détails des propriétés          et de l'exploitation et la dimension des bois          lors de l'impression</i> <i>- Effectuation,</i>		
<b>Essence</b> <b>ET DE LA FAUNE</b> <b>DIRECTION DES FORêTS</b>	<b>Spécification du bois à l'exportation</b> <b>Volume</b> <b>Dimensions</b> <b>Masse</b> <b>Observation</b>	<b>備考</b> <b>サプライヤー名</b> <b>材積</b>
<b>Signature de l'Agent des Forêts</b> <b>à l'Exportateur</b>		

出典：現地委託先収集資料（参考のため仮邦語訳を付けた）  
 注)表中の樹種名と材積の間は文字が不鮮明なため邦語訳は略した。

付属資料 - 11 コンテナ梱包証明書

<p>カメルーン共和国 財務省 税關總局 沿岸税關部 コンテナ貿易課 コンテナ輸出係</p>	<p>カメルーン共和国 財務省 税關總局 沿岸税關部 コンテナ貿易課 コンテナ輸出係</p>	<p>梱包證明書</p>

出典：現地委託先収集資料（参考のため仮邦語訳を付けた）

